

## 平成28年白浜町議会第3回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成28年9月14日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場  
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成28年9月14日 9時31分

1. 閉 議 平成28年9月14日 16時12分

1. 散 会 平成28年9月14日 16時12分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務局 査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	田 井	郁 也
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広
民生課長	三 栖	健 次	住 民 保 健 課 長	廣 畑	康 雄

生活環境課長	玉置	孔一	観光課長	愛須	康德
建設課長	坂本	規生	上下水道課長	濱口	伊佐夫
会計管理者	中本	敏也	消防長	大江	康広
教育委員会					
教育次長	寺脇	孝男	総務課課長	久保	道典
総務課副課長	小川	敦司			

## 1. 議事日程

### 日程第1 一般質問

## 1. 会議に付した事件

### 日程第1

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成28年第3回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

### ○番外(事務局長)

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名です。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

### ○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

## (1) 日程第1 一般質問

### ○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次、質問を許可します。

8番三倉君の一般質問を許可します。三倉君の質問は一問一答形式です。まず、最初の小

学校の統廃合についての質問を許可します。

8番 三倉君（登壇）

## ○8 番

議長のお許しをいただきまして、登壇順に従い、一般質問を行います。質問の内容につきましては、通告しております小学校の統廃合、市鹿野小学校と安居小学校の件であります。いま1つは社会教育施設についての教育委員のあり方という2項目についてお尋ねしたいと思います。

それでは、まず質問に入ります。

市鹿野小学校と安居小学校の統廃合で、経緯という形でもって通告しているわけですが、市鹿野小学校と安居小学校の統廃合の問題について、取り組まなければならない課題であり、問題であったところでしょうか、課題として取り上げ、取り組み始めたのは今年の11月から現状と今後の見通しについて取り組み、28年1月21日から今後の方向性について話を進めたということ、昨年度において3回、本年度4月からは4回の説明会や報告会を行ったということ、去る7月27日の全員協議会で初めて教育委員会から話があったわけであり、話の内容では、おおむね来年度から両小学校を統廃合するということが決まった内容の話であったと理解したところであります。両小学校が統廃合されると決まったことと受け取ったのは、私だけではなかったと推測するわけであり、

このような地域に及ぼす大きな課題、問題については、結果報告ではなく、取り組む初期の段階で議会に対して報告なり何らかの形で話があつてしかるべきではないかと思うところであり、なぜ昨年度の年度内において、この統廃合に係る経緯、取り組みについての報告がなされなかったのか。私は議会軽視もはなはだしいと考え、教育委員会にこのようなことの是正を強く求め、また、議会からも、教育委員会からのこのような議会に対する対応について協議していただきたいと、このように思うわけであり、

私は統廃合に反対しているものではありません。学校の統廃合を進めていく上で諸般の問題が幾つも生じてまいります。私が思い浮かんだ事案だけでも、統合する学校側とその地域の問題、また廃校となる側の地域の問題、このことについては地域の文化の拠点がなくなることで、地域住民の方は学校に対する大変な思い入れ等がある中で、それがなくなるということになるわけですから、その思いははかり知れないものがあると思うわけであり、だからそういったことに対する話というんですか考え方というんですか、そういうこともやはりある程度聞き取らなければあかんのじゃないかというようなことも思うわけであり、そういうことをされているとは思いますが、私としてはそういうことを思うということを今申し上げているわけです。

それから、今後の地域のあり方ですね。やっぱり文化施設がなくなるわけですから、だからそんなことについてもやっぱり取り組まんらんのと違うのか、私はそう思ったりするわけです。

いま1つは児童の通学路の問題であります。来年4月からするにあたって、統廃合をしていくにあたって、こういったさまざまな諸問題を解決できたのかということ、思うわけであり、統廃合までに解決のできない問題点や解決できにくい問題も、こういった話の中で多々出てこようかと思うわけであり、そのような諸問題にあつては、2、3年の間に解決できるのか、そういう見通しがつくのかというようなこともやっぱり必要ではなからうか

と思うわけであります。そういったことに気づくのは、議会当局はやっぱりある程度わかっていることであろうと思うのですが、そういったことについてもやはり別の面から議会もそういう話の中で話ができるのではないかというように思うから、こういった質問をさせてもろうてるわけであります。

そういった話の中で、通告しております課題について、経緯ということについてはそういうことであるわけでありますけども、その次の通学路についてというようなことについて課題だと思えるものですから、議会に対しての報告なりそういう相談というんですか、そういうことがあってしかるべきではないかというようなことについて質問しているわけであります。ご答弁を賜りたいと思います。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 鈴木君（登壇）

○番 外（教育長）

皆さんおはようございます。ただいま三倉議員から小学校の統廃合についてご質問をいただきました。答弁をさせていただきます。

言うまでもなく学校は、単に教育の場であるだけでなく、地域コミュニティーの核として、防災、地域の交流の場など、さまざまな機能をあわせ持っております。また、学校がなくなるということは、地域文化の火が消えるとも言われております。そのために、学校統廃合は、保護者だけでなく地域住民の方々とも慎重に協議を進める必要がございます。教育委員会としましては、保護者、地域の皆様方に一定のご理解をいただいた上で、今後の方向性とあわせまして議会に報告をさせていただく予定で進めてまいりました。

当初の予定では、平成27年度中に統廃合に係る一定の方向性を4月もしくは5月に全員協議会の開催をお願いし、第2回定例会に統廃合に要する費用を肉づけ予算として計上したいと考えておりましたが、保護者との協議等に若干時間を要しましたので、議会へのご報告が7月27日となり、統廃合に要する予算もこの第3回定例会での補正予算計上となったところでございます。今後は、第4回定例会に白浜町立学校設置条例の一部を改正する条例を提出させていただき、ご審議をお願いしたいと、このように考えております。

三倉議員から、全員協議会では結果の報告があっただけとのことですが、学校の統廃合につきましては、保護者や地域住民の方々とも慎重に協議を進める必要があったこと、また、少し遅くなりましたが、予算措置や条例改正の前に議会へご報告申し上げたところでございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

教育長からる答弁いただいたんですけど、結局、学校だけのことで、私が申し上げているのは、そのことにでなく、児童が通学に対してどうするのかということについて全然協議がなされていないのじゃないかと。そういったことはたまたま私が、そういうことを思っていたから、今までこのことについての問題課題と知っていたからわかったのかわかりませんが、私が言っているのは、要はなぜ質問しなかったかという話の中でももう少し意見を聞くべきではなかったかということなんです。その意見を聞かなかったためにというか、そうい

ったことから、これから私が質問する通学路の問題について何ら解決していない中で合併するということになるんじゃないですか。そういうことを申し上げたい。そういうことについては、経緯については今教えていただいたことで数字だけなものですから、その経緯については不満が残るんですけど、そういうことも含めて結果報告だけではなく、やはり始めたときにこういう形で行っているのだけでもというようなことの報告が議会になかったのかということですか。

合併するのならするで、私が申し上げているように、それは反対でも何でもありませんよ、事情ですからね。でも、合併するまでに取り組まなければならない解決しなければならない問題が、私がこれからする質問の中であるじゃないですか。そういうことを申し上げているわけです。だから経緯ということはあくまでも何をしたということじゃなしに、経緯と取り組みについて少し足らなかった部分があるのではないかということをお願いしているわけです。

経緯については今言われたことで別に問題はないんですけど、ただその仕方についてもう少し早くすべきではなかったのかということをお願いしているわけです。そういうことが、議会軽視にもつながるのと違うのかと思うわけで、申し上げているわけです。そういうことが教育委員会に多いんじゃないかと、結果だけでね。そういうことを言っているわけです。いかがですか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

先ほども申し上げましたように、スクールバス等々の問題も、学校、それから保護者、地域の会ではそれできております。それについても今はこういう状況でありますけれども、統合を中心しながらスクールバスの安全運行につきましては対応していきたいと、そういう話は当然地域、保護者とお話ししたいと思っております。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

こういう問題は、るるしていくというものではないんです。そのことについての話になるものですから、経緯についての質問の項目については、議長、これで終わりたいと思います。その後の通学路という格好に、質問の内容を変えさせていただきたいと思います。

それでは、次に通学路ということで通告しております。この項目の中で課題や今後起こり得るであろう問題点等について、当局並びに教育委員会の考えをお聞かせいただきたい、このように思います。

統廃合するということになると、川添地区の児童は安居小学校に通うこととなります。通学路は県道日置川大塔線です。通学路となる日置川大塔線の市鹿野橋から玉伝口の間は、和歌山県は県道の中でも危険道路として指定というんですか、そういうことが示されているわけでありまして。現在、その危険道路を川添地区の中学生が毎日通学しているわけです。このたびその危険道路を何ら改修、改善されることなく、川添地区の児童が通学することになるんです。1日に2回、週に5回は最低通るわけです。どのようにお考えでしょうか。

川添中学校が三舞中学校と統合されてから、県道日置川大塔線で大きな土砂崩れ、路肩の

崩壊はありませんでしたが、県道敷地内においては、幾つもの亀裂が生じています。以前から県道日置川大塔線の改修工事に係る質問を何回となく質問しています。平成24年9月の議会で、市鹿野地区に通じる県道についてという形の質問で、日置川大塔線の改修を強く県に訴えるべきではないのかという質問をしました。

そのとき町長の答弁は、このようでした。「市鹿野につながる2路線が同時に崩土、路肩の決壊が生じた場合、外部との交通が閉ざされてしまいます。生活物資の搬入や緊急患者の対応、また地域の高齢化等を考えますと、大変重要な道路であり、早急な道路改良が地域住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりであると考えております」と。また、引き続き、次に、「この玉伝市鹿野間の半島振興道路は延長120メートルの橋と約2キロメートルのトンネル工事が計画されておりました。しかしながら、現在は着工されておられません。この道路につきましては、ただいま申し上げましたように、大変重要な道路であるというふうに認識しております。今後も、半島振興道路の必要性を県、国に訴え、要望してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします」と、このように町長は答弁されたんです。

平成25年6月議会でも私は質問しました。当時の建設課長の答弁は、「県道日置川大塔線の早期改良の要望提出のときにも、関連区域の地籍調査をできるだけ早く推進してほしいとの意見も伺っております。庁内で検討しているところでございます。和歌山県と再三にわたり協議しておりますが、改良要望箇所の地籍調査を早く実施し、県道日置川大塔線の改良を県にお願いすれば、工事の進捗も早くなるのではないかとお聞きしているところでございます」、このように、25年6月の議会では建設課長が答弁しているわけです。

平成26年12月で、また私が質問しました。日置川地域の諸問題、諸課題についてという形であります。この中でも、県道日置川大塔線の早期改修という要旨で質問しました。このときの当局の答弁を要約すると、県の公共事業を行う上では、まず地籍調査の完了地域にならなければ県公共事業は進められないというのが県の考え方であるというように答弁されたわけです。

要約しますと、要は当該地区の地籍調査への着工を実施しなければ、この道路については何も前へ進めないという状況にあるというようになると思います。

何回も申し上げます。県道日置川大塔線の改良についての半島振興道路の実現化に向けては、地籍調査の着手、着工をし、完了することが大前提であるというように思うわけであり、つまり、当該地区の地籍をしなかつたら、いつまでも県は計画実施してくれないということですから、町長の判断1つでこの問題が解決に向けて1歩も2歩も前進するような状況にあるのではないかと私は思うわけであり、

地籍調査室は10カ年計画であるから変更できないというようによく答えられます。しかし、計画の変更は可能であるということ、私は県の地籍の係から聞かされたこともあるわけであり、つまり、計画の変更は可能ということになると思います。

町長、ここで私が申し上げている地籍調査室は、白浜町の地籍調査室であります。県の地籍調査室の話ではありません。したがって、町の機構図からも町長の政治的な判断からも、町長、あなたの指示により進められる事業ではないですか。

いま1つ問題と言われることがあるわけですが、震災の問題から津波の関係で海岸線から優先して取り組みをしたいという考えがあるようです。これは県の指針によると伺っております。そのような状況下の中で、県道庄川久木線が、白浜町、日置川町の合併時にお

ける最重点課題であったころから、ときの町長は他の地区より久木地区を優先して地籍調査を進めました。結果、今の県道庄川久木線の改良工事の着工に通じているわけです。もちろん国会議員の先生を初め、県会議員の先生方のお力添えは忘れてはなりません、そういった経過があるというところでもあります。いかがお考えでしょうか。

それからいま1つはその当該道路の箇所についてであります、県道日置川大塔線につきましても、白浜町と日置川町の合併時における重要課題の1つであるわけです。合併後10年たち、お祝い行事も今年行いましたけども、日置川地域について重要な課題の1つであるということの中で、当局はどのように考えてあるのか、お答え願いたいと思います。もちろん通告しております通学路ということの中の今後の対応の中で、やっぱりこういうことをせなんだらあかんということから申し上げているわけです。

戻りますけども、やっぱりこういったことが抜けた中で合併に進んでいくということは甚だ遺憾に思うものですから、やっぱり協議の中でなかったのかということも含めて、合併するのだったら早急に取り組んでいただきたい。取り組まなければならない問題ではないのかというようなことから、質問をしているわけでもあります。答弁を賜りたいと思います。

#### ○議 長

番外 町長 井潤君

#### ○番 外 (町 長)

ただいま三倉議員から通学道路でもあります県道日置川大塔線の早期改修についてのご質問をいただきました。

県道日置川大塔線の拡幅につきましては、町だけでなく日置川区長会からも県へ統一要望として県道日置川大塔線の早期改修、そして平成18年度の合併当初から継続して要望していただいております。

昨年度も要望を上げており、西牟婁振興局建設部道路課からは、「日置川大塔線につきましては、現在、白浜町内の矢田地区のJR紀伊日置駅前及びロケ谷地区において現道拡幅を実施しているところであります。早期完成に向け、努力しています。残る改良区間につきましては、今後、紀勢自動車道の供用により、交通の流れが変化し、当該道路の果たす役割も変化することが予想されるため、狭隘の箇所の現状や周辺道路の整備状況などを十分勘案した上で、その整備のあり方について検討してまいります」との回答をいただいております。

また、西牟婁郡町村会や議長会からも県道日置川大塔線の2車線化についても継続要望しており、同様の回答をいただいております。町としたしましても、議員ご指摘のように、統廃合を契機に、より強く県に対して要望してまいりたいと考えています。

また、県道白浜久木線の改修工事でございますが、改修促進協議会や地元の熱意により、ようやく本格的に始まったこともあり、日置川大塔線の改修についても同様の促進協議会的な組織を立ち上げて、国や県に対する要望活動をしてはどうかとのご意見もいただいております。今後、日置川事務所を中心に日置川区長会の皆様と協議して、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

それともう1点は、県道日置川大塔線沿線の地籍調査事業についてでございますが、地籍調査につきましては、国の指導もあり、海岸部の早期調査を目指した第6次国土調査10カ年計画を作成して平成22年度から平成31年度までの事業箇所を選定し、順次調査を実施しております。

今年度は、日置川地域、久木地区と日置地区及び白浜地域、栄地区と堅田地区を重点的に地籍調査事業を行っております。町といたしましても、日置川大塔線の改修は、合併時の重要課題であり、県も地籍調査の実施を求めていることから、海岸部と山間部を含めた事業計画の作業を進めていきたいと考えております。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議 長

答弁がまだありますけど。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今町長から答弁をいただいたんですけど、答弁をいただくような内容のことを僕は質問事項として申し上げているわけです。だから10年計画はあるけども、変わるのではないかと申し上げているわけです。その計画を変えられるのではないかと申し上げているわけです。その計画を変えられることについては、私は県で聞いてきた結果こうだったということをお知らせしているわけですね。また、海岸部のことについても、結局津波によることやけども、重要性から庄川久木線の地籍を海岸線を通り越して先にしてもらったからそうなったから、私は、今度は県道日置川大塔線のこの通学路である危険道路について、地籍調査をしてもらわないことには進まないという県の方向があるので、そのことについてどうかということをお尋ねしているわけです。

いま1つは、町長に答弁していただいたことについてはよくわかりますし、そのことは以前から私が何回も質問をさせていただいている中の答弁とひとつも変わってない。それでは困る話で、今、学校の統廃合の問題がある中でこういう緊急課題的なことを先に取り組んでいくべきではないのか。ましてや、町村合併のときの重要課題でもあるし、ということをお知らせしているわけです。

それで、県のほうも地籍調査をしなかったら、事業の着工に移らないということをおっしゃっているわけです。それであるのになおかつ、その危険箇所についても要望していききたいというんですけど、要望する前に、やっぱり地ならしせんことにはならんのではないかと。その地ならしというのが地籍調査を通り越してするべきものではないのかということをお知らせしているわけです。それは、結局町長が、機構図の中でも、町長の政治声明の中でも、政治姿勢の中でもそれは大事だという話だし、また現にもうそういうところが学校の合併の問題で来ているわけですから、だからそういうことは10年計画を飛ばしてでも変更してでもできるのではないのかということをお知らせしているわけです。

だからそのことについて即答は無理にしても、やっぱり考えていくべき問題ではないのかということ、そういうことに取り組んでもらうべきものであるというように私はとらまえ、今までの質問の内容と何ら変わらない質問ではなしに、それに対する答弁をいただきたいわけです。だから区長会の話、そういうことはもちろん取り組んでくれていることはわかります。区長会を初めそういうこと、日置川事務所に対しても言っていることはわかります。でも、根本は、地籍調査をしないことにはできないということです。だからその地籍調査に早急に取り組んでもらいたいということをお知らせしているわけです。そういうことをなぜ、今度小学校の統廃合に対して、教育委員会のそのようなことが問題課題としてならなかったのかということなんです。



当局の答弁をさえぎってまでということになるわけでありませんが、そういうことからです。

町長、以前、私は町長に地籍調査についての重要性を文書で説いたことがありましたね。お忘れになりましたか。それは堀本課長の時代です。あのときこのような話の中で取り組んでくれていたら、もうちょっと進んだような格好になったんじゃないかならうかと思ったりするわけです。そのときにもこういったこと、またそれから再三再四質問しているんですけど、何ら私が申し上げている地籍調査の重要性ということについて、当局を初め全体でご理解をいただいているということになるわけでありまして。

だから、そういったことで、今置かれている現状で、先ほども申し上げましたけども、中学生が通学して、初めから危険道路を通学路として利用されてから、本当に大きな土砂崩れ、道路の決壊、崩壊がないからきてるんですけども、危険道路であって、敷地内に亀裂があつて、そういった話がある中で、今度はその子たちよりも幼い子どもらが通学するわけですから。だからその辺を考えずに、また再三再四私が申し上げているにもかかわらず、そういうことが問題にならない中でこういうことになっているということについて、私は少し憤りを感じるわけです。その辺についていかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

日置川大塔線の改修につきましては、今後も要望する箇所についても地籍調査事業を実施していくことが必要であると、重要であるというふうには考えてございます。これにつきましても、今の時点で、学校が統廃合するからとかそういったことももちろんございますけれども、それに学校が統廃合するから必ずこの日置川大塔線のところを全面改修するということにはなかなかタイミングといいますか、時期的なこともございまして、なかなか一気に進まないと思います。ですからやはり、学校の統廃合等は、当然これは急がないといけないこともありますけれども、日置川大塔線の早期改修改良につきましては、やはり今まで以上に県の方にも要望を上げていかないといけないというふうに思っています。地籍事業についても同様でございます。

まず、10カ年計画ということがございますけれども、これの見直しはやはり町の施策に見合った計画であるということ、それから公共事業との兼ね合いがございまして。社会情勢を先取りした中長期的な計画、こういったものを勘案して行わなければならないと考えています。現在国や県の予算配分が十分でない現状もございまして、現計画で海岸部に加えて事業を拡大することというのは非常に難しい面がございまして。しかしながら、この県道日置川大塔線に関連する地籍調査事業につきましては、今年度から準備作業に入ります。ですので、今後できるだけ早期にこの次の計画に反映できるよう、検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、三倉議員によくおっしゃっていただいている地籍調査のあり方、あるいは重要性というのは町当局としましても、十分とは言えないかも知れませんが、認識はしておるつもりでございます。過去においてもやはり地籍が進まない、地籍調査ができてないことによって、道路がなかなか改良できなかつたり、早期に実現できなかったということがございます。この日置川大塔線につきましては、やはりいろいろな今までの経緯がございまして、やはり私としましても県のほうには要望しております。一部でござい

ますけれども、一部の箇所では改良工事も進んでおりますけれども、まだまだ十分とは言えない。これを全面改良して改修するとなると、やはり相当の時間と費用がかかると思っておりますので、これにつきましても皆様方のお力添えをいただきながら、県のほうにも、町からもっとできるだけ早い段階での要望をしまいたいというふうに思います。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

町長にそういう話を聞いたんですけど、教育長にもお尋ねするわけですけど、教育委員会として、自分の子どもがこういう状況になったときにどうなのかということを書きかえてもらいたいと思うんです。町長の今の答弁の中で、日置川大塔線ということで、それは全体で考えてはいいんですけど、早急の課題としなければならないのは、日置川大塔線の中でも市鹿野橋から玉伝口に至るその区間ではないかと思うんです。

私は今原稿にどんな質問をしたいということを書いてきたんですけど、だんだんその質問以外のことでの話になるんですけども、結局今の危険道路のある箇所とそういう形のものですから、市鹿野地区へは大型バスが入れないんですね。大型バスが入らんなんという改修も考えらんわけです。その改修を考えるには地籍調査をしないことには、幾ら要望をしたってだめなんですね。卵が先か鶏が先かじゃないんです。地籍をしなければ進まないんです。通学路の今の問題についても、地籍をしないことには解決できないんですね。

いま1つは、この間知事の県政報告会がありましたね。県政報告会をしたときに、やっぱり日置川地域の南紀州交流公社の話が、地域起こしの物すごく大きな評価をしていただいていたね。あれは日置川全体でもあるわけですけど、市鹿野地区でも大きいんですね。その市鹿野地区へ大型バスが入らないんですね。そういうことを考えたら、知事の思い入れからしたら、地籍調査をして、半島振興道路とそういうような話でもって仕事をしてくれというような話で持っていけば、やっぱり知事も思い入れのあるところですから予算はつきやすいと私は思うんですね。ましてや、通学道路として危険道路であるわけですね。だから何が大事かということなんです。

それは日置川大塔線の中で市鹿野からずっと全体をしなければなりません。でもならない話の中で、久木地区については少しの地籍調査はできてるんですけど、ほかは全然できていないんですね。だからそれもなかなか進まないんですね。そしたらどこをするかということは、海岸線の前に日置川大塔線の中の玉伝口から市鹿野の地域について、やっぱり最重点課題として、また合併時のときにも話にもあったわけですから、そういうことをすべきではないのかというように申し上げているわけですね。

通学路なんですけども、通学路としての話の中で、日置川大塔線の玉伝口から市鹿野橋の間の危険道路が通れなくなったというようなときの状態について、口で言うのではちょっとわかりにくいので、議長、すみません、資料を見ながら子どもの通学にはこれだけ負担になるのだと。それはなったらになり得るんですけど、あり得ることなので、そのことについて説明したいと思っておりますので、資料の配付をお願いしたいんですけど、構いませんか。

○議 長

資料の配付を許可いたします。資料を配付してください。

（資料配布）

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今、お手元にお配りした写真は、去る5月にあった豪雨により起きたのり面の写真の分です。2枚お配りしておりますが、そのうちの1枚がそうであります。トランシットを写している写真であるわけでありまして、この写真です。これが林道将軍川線の写真です。この写真につきましては、一応7月28日に撮影したものです。土砂崩れが起きたのは5月です。復旧工事にちょうどこのときに着工にかかったということですから、7月の下旬に着工にかかったということです。土砂崩れから復旧工事の着工までに2カ月たっているわけです。林道ですけどね。ついては、崩れているこの上のほうが重機が入らないということで、人力でしか仕事ができないということらしいんです、教育長。ということは、1週間、2週間じゃなしに、一月、二月近く、工事を請け負った人は言っていたわけですね。それが上部を取るだけあって、またあとずっとかかるということですね。

だからそうしますと、工事期間と通行どめの期間を申し上げるのに私は写真を引用して言わせてもらっているんですけど、もう1枚のこの写真がありますね。こっちのほうの写真です。この写真は、6月27、28日の雨で崩れた県道太間川線の写真なんです。これは6月27日なので、写したのはもちろん7月28日なんですけど、今はもう9月ですよ。2カ月近く放りっ放しにされた状態というか、ここもそういう形であるわけですね。この間入札したというようなことを聞いたりしますけど、ということですね。

この2つの土砂崩れは、林道で起きた土砂崩れであるものですから、県道との対応は違うと思うんですけど、2カ月の間、放りっ放しだった。放りっ放しというのは言い方が悪いんですけど、工事着工に手つかずのままにずっと来ていて、これから工事することなんです。ここはずっと今のところは通行どめなんです。だから今私が申し上げている県道日置川大塔線で、玉伝口と市鹿野橋の間にこういうことが起きたら、2カ月も放りっ放しというんじゃないんですけど、復旧への工事については手つかずのままに置くことはないでしょうけども、その間、通行どめになるわけですね。工事にかかってももちろん1月、2月近くは通行どめになるわけでしょう。その間、児童生徒の通学路についてどうするのかということを申し上げたいわけです。

それがもう1枚の地図なんです。

一応これは地図なんですけども、ここのAからCというのが危険道路である日置川大塔線の玉伝口と市鹿野の場所になるわけです。地図上で、Aは市鹿野支所、旧川添中学校のあたりです。Bは三舞中学校の場所です。Cは玉伝口となります。ちなみに、地図上に記載しておりますVというのは、日置川にかかる小谷橋で田辺市になるわけです。旧大塔村ですね。Wは深瀬のトンネル、Xは鮎川新橋、Yは上富田町生馬橋です。Zは卒塔婆トンネルの位置になります。

それで、AからCの区間は4.2キロメートル、これをはかったのは私の車のメーター計で車測したものですから正確ではないんですけど、おおよそそういうぐらいの距離は出ようかと思うわけですけども、もちろん運転も私がして所要時間もはかったわけがあります。AからCの区間は4.2キロメートル、県道日置川大塔線の中の危険道路と県が位置している区間でもあります。CからBの区間は13.5キロメートル、これも県道日置川大塔線です

が、この区間は玉伝口から三舞中学校を示しています。このAからC、Bの距離は、私の車の距離計測では17.7キロメートルあり、所用時間はAとCの間では9分、BとCの間では20分、したがって29分、約30分の時間がかかって、今現在川添地区の中学生徒は三舞中学校へ通っているという形になるわけですね。その道路を来年からは小学生も通うわけです。もしという話はならんといっても、現に今までに何回となく危険箇所です砂崩れ、道路の崩壊等があるわけですから、この箇所の土砂崩れや道路の崩壊が起きたときにどうなのかということです。そのときは、この地図に示してあるAからV、W、X、Y、Z、Cと迂回し、Bに向かうこととなります。つまり、小谷橋から深谷のトンネルを越えて鮎川新橋を通り、311号線を西に走り、途中左折して、生馬橋を渡り、卒塔婆トンネルを抜け、玉伝口まで通うという格好になります。この間は距離にして36.6キロメートル迂回するわけです。その玉伝口の場所から三舞中学校までまだ13.5キロメートルあるわけですから、時間にして51.1キロメートルの道のり、時間にして1時間10分かけて通学することになるわけです。

普通に考えただけでもどうですか。それが1日ではないんです。見通しのつかない、いつできるかわからない、一月近く通うかもわかりません。前に崩れたときには通行どめは2カ月以上ありましたからね。

こういうこともやはり学校の統廃合の中の頭に入れるべきではないのかと。そのための手立てとして教育委員会だけじゃなしに、行政もやっぱり考えていかんらん問題違うのかというように思うわけでありませぬ。

このことを、私は先だつての全員協議会のときにどうするのだということをし少し質問をしたことがあるわけです。今のように詳しくはしなかったですけど。教育次長がそのときに言ったのは、崖崩れしてあつたらこっちに崩れているから、こちら側に車両を置いておいて、その間を、子どもが歩くなり何なりして、崩壊したところを歩かせてでも、追うてでもですか、そういうところを行かせて通学させたら時間の短縮になるじゃないかというようなことを申されたと思うわけです。

そこで言えるんですけど、こういう土砂崩れの現場でそういうことができるのかということか、するべきなのかということなんです。こういう土砂崩れの場所で。だから、もうちょっと考えてもらいたいなと思ったりするわけです。ここの場所について通ったとき、私もちょっと余りいい気持がしなかったんですけど、そういうところはこのことについてどう思いますかということなんです。

○議長

番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

先日の全員協議会で同様のご質問をいただきまして、確かに三倉議員がおっしゃるように、答弁をさせていただきましても、私はその答弁をしたのは、安全がもしその場所が車も人も通れないような土砂崩れであるのであれば、今、三倉議員がおっしゃったこのう回路を通る必要がある。しかしながら、人が通れるぐらいの安全性があるのであれば、そういう方法で送り迎えするというのも1つの方法であるということをお答えさせていただいたわけであって、危ないこういう写真のところを歩いて子どもを行かすというようなことは一切申してございません。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今、答弁、私は次長にこういう答弁は求めなかった。どうせそう言うだろうと思っていたんです。でもこういうことがあり得る中でこういうことだから、そういうことはやっぱり軽々にそういう答弁をされてもらっては困るということです。だからそれはそれでいいですよ。あなたはすぐ、私と考え方が違うというような答弁をしますから、とんでもない答弁ですよ。

だからそれはそれでいいんですけど、答弁をもらう必要はないんですけど、ただ、私が要は申し上げたいのは、こういうような県にかかわる事業について、例えばというか今回の場合ですけども、学校の統廃合の問題で、通学路と以前から懸案事項で合併時の重要課題でもあり、生活道路でありながら、危険道路である。この話を1つの条件として、道路改修に持っていけるというような方法が賢明な方法で県も乗ってくる話ではないのかということをお願いしているわけです。そのためには地籍調査というか、特に今回は地籍調査ということで、場所を変えてでもすべき問題ではないのかと。それには先ほど話をさせてもらうように、知事も乗ってきてくれている話でしょうし、今なら国会議員先生もというようなことで、実力のある立場にもありますし、ましてや危険道路ですし、ということなんです。そういうことを申し上げているわけです。

だから、そういうようにあわせ込んだ中で解決していくべきではないのかというようなことを申し上げているわけです。

思うのには、地籍調査を本来今要望している話の中で、地籍調査をしてこいと県が言うても、地籍調査をしたら、そんな人がないところで費用対効果というようなことを言うことが多いと思うんですよ。でも今、ここの問題に関しては、この間の知事の報告会でもあったように、またそういうことを認めているような場所でもあるわけですし、今の場合国土強靱化にしてもそういう問題がありますし、そういうことをひっくるめたら、その上に持ってきてやっぱり一応学校の統廃合というのは地域だけじゃなしに県の要望というか指導でもあると思うんです。そういった話の中で、いま一步踏み込んで、教育委員会の気がつかない問題であるでしょうけども、そういうことを含んだ中でこの問題に取り組んでもらう。

そのためには、繰り返しになりますけども、やっぱり町長の政治的判断で地籍ということに向き合うてもらって、取り組んでいただけたら、通学道路の問題にしても解決するし、もちろん生活道路についてもできるというようなことを、意見を呈しているわけなんですけど、その辺についていま一度お考えいただいてお答えいただいて、この件について私の質問を終わります。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今三倉議員から日置川大塔線の特に早期改良、改修につきまして、そしてまた地籍調査の重要性につきましていろいろとご意見をいただきました。

そのとおりでございますが、私もおっしゃるとおりだと思います。しかしながらやはり、今回学校の統廃合によって、もちろん児童、生徒の命も当然守らなければいけませんけれども、従来も先ほどの市鹿野から玉伝の区間の約9分間の4.2キロメートルにつきましては、

生活道路でもありますし、やはり非常に曲がりくねった狭隘な道路というのはもう承知しておりますし、ここの危険性というのは十分認識しております。もちろん、それだけじゃなくてやはり地域の住民の方々、あるいは子どもたちだけじゃなくて、ここを通る全ての方々のためにもやはり早期改良、改修が必要だというふうに思っております。危険箇所の認識はこのAからCの区間だけじゃないと思いますけれども、やはりここが最優先課題かなというように思っております。その中で今回統廃合ということで、来年の4月からとなっておりますので、できるだけその辺も含めた1つのこれが要素に加わりますので、地籍調査の状況も含めてこれから優先順位を変えられるのかどうか、あるいは計画を少しでも前倒して、何とかこの地域に入っていけるのかどうかということ、日置川事務所地籍調査室と連携して、これから県のほうに要望をしてみたいと思います。

当然、これは県の力も借りないといけませんけれども、私はやはり今重要なご指摘をいただいかというふうに思いますので、これからこの区間を少しお時間をいただきまして、何かもう一度まとめて、これから県のほうに再三再四要望を上げて、そして国会議員の先生方あるいは県議員の先生方にも力をいただきながら、また町議員の皆様にもご協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

今回は、統廃合が1つの大きなきっかけになるというふうにも思いますし、プラスアルファの力が加われば、県のほうも動かすことができるのではないかなと。もちろん時間と労力は要りますけれども、そこをしっかりと担当課と一緒に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

先ほども申しあげましたように、安居小学校と市鹿野小学校の統合につきまして、説明会でも地域の皆さんの方々から、そういう通学路の安全についてのお話は当然ございました。私どもとしましても、児童生徒の通学にかかる負担軽減と、それから通学の安全というのは、常に意識して考えていかなければならないかと、このように思っております。

対応につきましては、ただいま町長のほうから申しあげましたとおり、町当局とそれから区長会等々と連携を組みながら、努力していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議 長

以上で、1番目の小学校の統廃合についての質問は終わりました。

次に2点目の社会教育施設に対する考え方についての質問を許可します。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

次に、社会教育施設に対する考え方と題し、お尋ねしたい。それは水泳プールについての考え方などであります。水泳プールについて、ことしの夏、日置川町営プールについてになるわけでもありますけれども、教育委員会の方なんですけど、水泳プールというのは一般的にいつ使用するのですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

当然夏でございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今当然夏であるということをお聞きしたんですけど、日置川支所の南側に位置する町営プールについても一応町営プールですから、町民が利用するというのは夏に使用するという形でよろしいわけですね。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

そのとおりでございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

次に、プールの管理はどこが行っているんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

教育委員会のほうで行っております。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

答弁からしたら、当然夏にすると、当然という言葉をつけられたんですね。その当然夏に使うプールが、なぜ日置川町営プールは夏に使えなかったんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

日置プールにつきましては、たしか昭和41年の7月に建築されまして、50年経過しております。これまでも修繕を幾度となく繰り返してきた施設でございます。

今おっしゃったように日置プールの使用中止に至った経過を申し上げますと、6月1日にポンプろ過機が正常に作動するか試運転を行いました。その結果、特に不備はございませんでしたので、例年どおり今夏も使用できると見込んでおりましたが、6月18日にプールに水を入れまして、本稼働を開始したところ、循環系に異常が見つかったところでございます。

しかしながら、学校のプール授業の開始が6月23日からとなっていたため、修繕をせずに学校のプール授業を優先することといたしました。

また、7月3日に実施いたしました水質検査の結果については、ろ過機出口の濁度が基準値を上回っております、不適となりましたので、日置小・中学校それから日置保育園の授業については、それぞれで塩素濃度等の管理をしていただきながら従来どおり行いましたけ

ども、一般開放につきましては不特定多数の利用者となるため、管理の徹底が困難となりますので、病気の発症であるとか感染症の恐れもございましたので、やむを得ず使用中止としたところでございます。

町内の各小学校につきましては、全てプールがございましたので、夏休みに日置小学校の児童のみがプールを使用できないとなると不公平になると考えまして、8月13日から21日の7日間ではございますが、旧田野井小学校のプールを使用できるよう、スクールバスの運行をしたところでございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今、るる対応について述べられましたけど、冒頭にあったように50年経過したということですね。その間、やっぱり工事というより修理修繕しなければならないことが多かったと。6月1日に不備はなかつたけど18日に不備があったということですけども、この工事のろ過機の入れかえについてはどれぐらいかかるというようなことであつたわけですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

そのときは期間につきましては不明でしたけども、業者のほうにお伺いしたところによりますと、古い管のところを全てめくらのあかんということでございましたので、ちょっと対応については、そこで工事を行った場合、全て学校プールでの使用も不可能になるかという判断のもと、こういう形で対応をさせていただきました。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

ただ、私は後の対応のことなんです。これも報告がなかったんです。報告がなかったので、報告というのは、私ども議員は別にえらいのでも何でもありませんけども、ある程度そういう町のことに對して携わっているものですから、少しのそういうような内容についての報告があつてしかるべきではないのかと思つたりするわけです。

それと、使えないということに対する周知の方法なんです。その周知の方法についてどうかなと思うので、私はどこが管理しているのだということも聞いたんです。管理というのは、ただその部分の管理をするだけではないしに、全般的にいろいろなことがあると思うんですね。そういうことが怠っているのではないかと。だから私の家に電話があつた方は、幼児がいてない家庭だったんです。幼児がいてない家庭で、孫とプールへ行こうかと思ったら、使用禁止であつたということなんです。それで、私というよりも、その方はその方の性格上余り小言とか町行政に對して余り文句というんですか、そういうこと、苦情は言わない方なんですけども、「けんちゃん、何なよ、これ」と言うわけです。言われても私も全然使えなかつたということを知らなかつたんです。ということは、私も小言を言われていることになつたわけです。町に對する答弁も何もできないわけです。やっぱり報告がないからなんです。

だから私はこのとき、この後に次長にも教育長にも電話したでしょう。そのときの電話は今のような話じゃなしに、怒り口調で言いました。私も怒られていて何で怒られんならんと



腹が立つものですから、やっぱり言ったわけです。その後でできなかつたらできない理由を言うてこいと言うて、それのときに私は失礼ながら電話を切った。それ以上言っていたって、自分も腹が立つばかりだから。そのときの後にあなたらは説明なり何なりもなかつたわけですね。

今の使用できないという周知について、あなたは淡々と話をされているのですけども、住民、町民としたら困ったものです。夏に使えるプールが夏に使えんわけです。ましてや、庁舎の裏にある大きな海がありますけども、太平洋、遊泳禁止なんです。村島地区も遊泳禁止でしょう。志原の海岸も遊泳禁止でしょう。日置川の川でもずっと遊泳禁止ということらしいんです。私はそれを知らなかつたので大変恥ずかしい話なんです。そしたら楽しく遊べる夏休みの水泳というのをもぎとってしまった格好になるわけです。今も報告がありましたけども、それが無いからということで田野井の小学校に行けということの話は聞いたんですけども、旧田野井小学校のプールについては、詳しくは知りませんが、管理上いろいろな制約があるみたいなんです。やっぱりそれとシャトルバスを使うというような形であつたらしいんですけど、シャトルバスというものの1回行って帰ってきて夕方迎えに行くというだけのものだということを知りました。そういう不便さの中で、児童生徒が使いますか。だから結果的には利用客は物すごく少なかつたということなんです。それは、プラスシャトルバスのような形のあるものを交通上使えるものがあるということの周知も、きちっとできてなかつたと僕はお聞きするわけです。あなた方は「した」と言うでしょうけど、「した」は「した」ですけど周知できるかできなかったかという問題は出てこようかと思ったりするんです。

たまたまあなた方の努力で使えなかつたプールが学校教育の施設として使うのにはどうにか間に合つたんでしょけども、社会教育上では全然できなかったということです。周知する話の中で、結局先ほど家へ電話が2件ほどあつたんですけど、両方ともやっぱり子どもがいてない家庭ということです。ということは、そういうことについての周知方法をどうしたのかということです。

○議 長  
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

地域の皆様に対しましては、7月20日付の学校だよりの回覧により周知いただいたということでございましたので、教育委員会からの周知はせずに、教育委員会及び日置川教育事務所では、日置プールの入り口前に一般開放中止の張り紙をいたしまして、電話等でのお問い合わせに対応してきたところでございます。これにつきましては、プールの一般開放中止については、私の知る限りでは、今年度が初めてのことでございましたので、対応が後手に回ってしまったことについては十分反省をしております。今後はこのような事態になつた場合の対応、住民の皆様方への周知方法について、検討、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長  
8番 三倉君（登壇）

○8 番

初めてであつたで通るものではないんです。

それと、学校だよりによつて周知したというんですけど、管理はどこがするんですか。教

育委員会なんでしょう。そういう使用についてできないどころというのを学校に任すんですか。そういったことから、幼児もしくは一般町民、日置川地域の方々については知らなかったという結果が出ているわけです。それに対する反省が全然ないじゃないですか。その辺を私は言っているわけです。

それで、私もあら探しばかりはいいですよ。私も余りしたくないですから。そういうことについても、やっぱり私とあなた方の意見の相違なんでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

先ほどから意見の相違ということをおっしゃってますけども、私が申し上げたのは、意見の乖離ということでございます。乖離と相違は違います。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

乖離であってもそれは詭弁でしかないんです。あなたの考え方と違うということでしょう。それかもしくは、考え方に少し隔たりがあるということでしょう。隔たりであったって、隔たりを直すような努力をしてもらわないと困ることがあるんです。私ばかりの問題ではないんです。

もうこのことについてはいいです。

議長すみません、質問を変えます。

結局ことは使えなかったんです。来年どうするんですか。そのことをやっぱり学校が一番心配しています。学校だけではないんです。町民もそうなんです。対応したからといって、結局利用者がなかったということに対する反省も全然ないわけです。やっぱり少しぐらいそういう考え方があってもいいと思うんですけど、その辺もやっぱり乖離であるのだったら、あなたの考えだからそれはそれでいいよ。私は私でいいんです。

だからそういうことじゃなしに、今後來年度どうするかということなんです。プールが老朽化している話で、使えるか使えないかということの問題で今後いく中で、どういう方法をとって来年度の夏のプールのオープンに間に合わせるのかということをおある程度考えていただきたいということもあって、私は質問したんですけども、その辺どうでしょうか、教育長。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

教育委員会としましては、来年度のプール授業が安全安心に実施できるように、修繕について現在検討しているところでございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

そのことについて、この間では時間もない予算もないということで、修理修繕について断ったというか、私に対する答弁でもあったわけですね。冒頭にあった次長の話の中で、50年経過しているから、結局施設そのものについてはかなり修理修繕が厳しくなっているとい

うような格好と、金がかかりそうなのということを、私は勝手に言っとるんですけど、そうした場合に、間に合うのかということなんです。それが一番懸念するところです。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外 (教育次長)

現在そのことにつきましては、業者のほうとも調整中ございまして、費用であるとか工期であるとか、そのあたりを今後、検討いたしまして、もし仮に当初予算では間に合わないとなれば、別の措置といいますか別に考えていく必要があるかと考えております。

○議 長

8番 三倉君 (登壇)

○8番

例えば脱衣所にしても、今の機械のシャークにしても、部分的に改修にしても、どうせやりかえんとあかんというように思うわけですね。当初予算でそういうように上げて、7月のオープンに間に合うのかということです。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外 (教育次長)

ですから先ほど申し上げたように、間に合わないのであれば、別の方法をとる必要があると考えてございます。

○議 長

8番 三倉君 (登壇)

○8番

あなたと話をしていたら口の魔術師と話をしているようだから、いっつも誠意のあるような話の中で答弁が返ってこないんですけど、それは別にして、間に合わせる方法という話の中で、今回対応できなかったことが多かったからお話し申し上げているわけなんです。初めてだからと逃げたわけでしょう。そういう問題じゃないという話の中で、今プールをさしあたりどういう方法で進めていくのかという中で、当初予算として間に合うのか合わないか、合わなかったらほかの方法をすると。ほかの方法というのはどういう方法をとるわけですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外 (教育次長)

補正予算しかないと考えております。

○議 長

8番 三倉君 (登壇)

○8番

その場合に、これから調査する話になるんでしょうけども、まだまだ今の段階からすれば、新たにする場合にしても、補修にしても、今の段階だったら時間はあるように思うわけですね。でも時間というのはすぐにたつわけですね。そういうことも踏まえた中で取り組んでもらいたいと、このように思うわけですけども、ただ、先ほど言われていたように、パイプを直すになれば掘り起こしてもということが出てくるわけですね。ということになってくるの

だったら、一新してもらいたいなというのは私どもの要望なんですね。要望というかそういうことも思っておるわけですね。

そういったことも含めた中で、そうした場合だったら、本来ならばこういう大きな事業は当初で上げるべき問題であろうと思ったりもするんですけども、当初では間に合わなかったらやっぱり補正で上げてもらわなかったら仕方ないんじゃないかなと。

それをするに当たってでも、今のメリットからすれば12月の議会までにそういう形をとらないことには進んでいかないのではないかと、このように思うんですけど、いかがでしょうか。

○議 長  
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

おっしゃるように、あと12月、3月と2回の議会がございますけども、3月であれば当初予算と同じような形になりますので、上げるのであれば12月の定例会しかないかなというふうには考えておりますけども、これにつきましては現在業者のほうと工期、費用等について検討中がございますので、こちらのほうで判断させていただいて、当初に上げるのか補正に上げるのかという部分については、また議会のほうと相談させていただきたいと考えてございます。

○議 長  
8番 三倉君（登壇）

○8 番

要は私はいじわるを言っているとかそういうんじゃないんです。使えなかったものを使えるようにしなければならないということと、2年も続けて、当初次長がおっしゃったように、夏に使うものが使えなんていつ使うんなどということですから、そういうことを申し上げているわけです。

だから、とにかく町民に、これ以上負担というよりも不満というんですか、そういうことをかけないような教育委員会として教育をお願いしたい。

もう1回答弁をいただいて、それで私の質問は終わります。2年も続けてそういうことがないようにということについての確約です。

○議 長  
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

予算が伴うことですので、私どもは何とか来年度については2年連続でプールをとめるということもできませんので、その辺は教育委員会の確約というのは、私がそしたらプールを必ずしますというお返事をするということですね。

○議 長  
8番 三倉君（登壇）

○8 番

そういうことを言っているんじゃないじゃないですか。ここで皆さんに、私が言っているからみんな議員としたらそれだけの必要性はわかってます。あなたが取り組むか取り組まないかということだけを申し上げているのだ。

○議 長  
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）  
取り組んでまいります。

○議 長  
8番 三倉君（登壇）

○8 番  
取り組んで、とよい返事がもらえるように思って、私の質問はこれで終わります。

○議 長  
以上をもって、三倉君の一般質問は終わりました。  
暫時休憩します。

（休憩 10 時 44 分 再開 10 時 50 分）

○議 長  
再開します。

5番丸本君の一般質問を許可します。丸本君の一般質問は一問一答形式です。まず、最初の湯崎地区漁業振興施設についての質問を許可します。

5番 丸本君（登壇）

○5 番  
5番丸本安高です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

今回は、湯崎地区漁業振興施設と、そして市鹿野温井地地域の排水路について、そして3点目は職員の窓口の対応について通告しておりますので、よろしくお願ひします。

まず最初に、湯崎地区漁業振興施設についてお伺ひいたします。

同施設については、ことしの3月議会においても質問をさせていただきましたが、聞いていなかった点もあり、再度今議会で取り上げさせていただきます。先の3月議会において、漁業振興施設整備負担金2,612万3,000円が上程されたが、金額の修正動議と一部減額する2本の修正動議が提出され、起立採決となり、漁業振興施設整備負担金が2,612万3,000円から382万円の減額となりました。1つの予算案に2つの修正案が提出されました。2つの修正動議が出るということは、そもそもこの予算案自体が果たして適切な予算であったか、疑問に感じるところです。

議会閉会后、町民から、負担金に対する問い合わせが数件ございました。2月5日と2月22日の全協では、電気代1,200万円、温泉使用料104万円を町負担、納付金96万円を無料にすると説明をされていましたが、2月26日の全協では、一転して、「指定管理先が初期投資をした費用の町負担分として2,612万3,000円を支払う。備品等は町が無償贈与を受ける」との説明をされていたと記憶しております。3月議会で、当局側は、指定管理先が初期投資に使った設備、備品等についての負担金は赤字補填ではない。運営に対する負担と理解しているとのことですが、赤字補填ではない施設運営に対する負担金であれば、黒字経営でも負担をしなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長  
番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員から湯崎地区漁業振興施設フィッシャーマンズワープ白浜についてのご質問をいただきました。

議員から負担金が適切であったかというご意見がありましたが、もちろん町といたしまして、その取り扱いについては適切であったと確信してございますし、実際には2, 230万円に減額はされましたが、3月の定例会において町議会としての判断をいただき、支払ったものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

もう1点の黒字でも補填をするのかということでございますが、町が負担金を支出するに当たっては、その負担金の趣旨、経過など、さまざまな諸事情を考慮して、その支出が必要であるかを判断した上で支出することになります。今回のケースは、特定の事業について、町が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部または一部の金額を支出するものになるということは、3月の第1回定例会におきましても、議員にご説明させていただいたかと存じますが、その際にもお答えしましたように、あくまでも漁業振興施設の運営という事業に対する負担金でございまして、赤字補填とか黒字経営とかいうようなこととは別の問題であろうというふうに考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

いわゆる赤字補填ではない、町長、そうおっしゃいましたね。今回、私が質問をしているのは、施設運営に対する負担金でしたら、黒字であっても、これから負担金として出さなあかんようになってくるんじゃないんですか。この辺はどうですか。赤字補填ではないんでしょう。先の3月議会で赤字補填ではないと、施設運営に対する負担金やと、こうおっしゃってます。2回、3回私は聞いていますけど、会議録にそう出てます。そしたら町長、今回は2, 230万円支払ったと。このもとは減額修正、2, 612万3, 000円から380万円ほど減ったんですか、修正動議が出て380万円減ったわけです。このもとなっていてあるのが、初期投資費用、2, 230万円というもとの予算は、原案は2, 600万円余り。この数字は初期投資した費用をもとにはじき出しているんでしょう。それで黒字経営であっても、いわゆる施設の運営に対する負担やから、今後施設を運営する限り、これは出していかなあかんの違うんですか。その辺、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この初期投資費用にかかる今回の負担金ということでございますので、趣旨といたしますか、目的は施設を適正かつ円滑に管理するという指定管理の趣旨にのっとり、初期投資費用の一部相当額を負担金として支払うということで、本施設の安定した運営を図るということで、この2, 230万円になったわけでございます。当然その費用につきましては、かなり精査をいたしまして、最終的に減額となりましたけれども、これは当然一番最初の段階で、本来はこの施設の経営スタートのときに、本来町が支出するものであったというふうに考えてございますので、その途中でこういったことで負担金で出したということは、非常に経過的には本来はおかしいとは思いますがけれども、やはり当初出すべきものが出されていなかったと

いうことですので、ここのところをご理解いただいて、今後、経営的に黒字、赤字、経営的に安定することになれば、やはりこのことは一旦初期投資の部分は済んだわけですから、今後のことについてはまた別途考えていかなければいけないというふうには思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

黒字経営でもこれは負担しなければならなくなってくるんじゃないですかと、この点については明確な答えをいただいているんですけど。黒字だろうが赤字やろうが施設を運営した結果の話、施設運営に対する負担金であるならば、黒字であっても負担金を出していかなあかんのじゃないですかと言っています。これはどうですか。3月議会で施設運営に対する負担金、赤字補填ではないと明言された。黒字であっても運営するのだから、運営した結果、赤字になるか黒字になるか、それはわかりません。施設運営に対する負担金やったら、何度となくおっしゃられているのやけど、黒字でも負担金というのを出さなあかんようになってくるんじゃないですかとお聞きした。黒字の場合はどうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほどの町長の答弁の中にもあったと思うんですが、負担金というのはその趣旨、経過、そういったものの諸事情を考慮して支出させていただくというふうなことになります。ですから、今回のケースといいますと、町長が申し上げたように、一番最初の初期費用、この部分をもう少し町のほうできちんと精査してきちんと負担していれば、今のような経営状態にはなっていないのであろうということ、私どもも説明をさせていただき、そのことを議会の方々もご理解をいただいた上で、実際に2,230万円の予算をいただいたというふうな経過がございます。

黒字のあった場合というふうなことと赤字補填というふうなことは別問題ということなんですけど、実際27年度としては黒字でございました。ですから黒字とか赤字補填とかそういったことではなしに、一番最初の初期の部分がちゃんとできてなかったと、そういったことに対しての負担金でございますので、今回の部分は適切であったというふうに私どもは理解しております。

今後、黒字が続いた場合に、同じような負担金を出すのかというふうなことになってまいりましたが、これは初期費用というふうなことの負担は私どもの当初の部分で負担してございますので、そして今度はどういったことで黒字、もしくは赤字になる、そういったことが分析できると思いますので、やはりそのときにはそういったことの経過、趣旨、議員の皆様にも十分ご理解、ご説明をさせていただいて、そのときに対応することになると思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

この負担金2,230万円を支払った後、初期投資にした備品等を指定管理先から無償譲

与を受けていると思いますけども、なぜこれは無償譲与を受けたのか。補正だから3月議会の後に予算執行をしてあると思いますけど、予算執行した後、無償譲与を受けているんですね。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

無償譲与を受けるという条件で負担金のほうを支払わせていただいております。ただリース物件等々につきましては、リースの支払いが終わった後こちらのほうにいただくというふうなお約束でございますので、全てのものが現在こちらのほうにいただいているということではございません。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

なぜ無償で受けてあるんですか。通告の中に書いてあるでしょう。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

今回の負担金は、指定管理者が初期投資費用の一部を町が負担することで、経営の安定を図ることを目的とした負担金がございます。それで負担金の算定根拠というのは備品等を譲与していただきますというふうな約束でございますが、その理由につきましては、町が負担金を出すことにより、実質的に指定管理者側が出していたのだというのがなくなりますので、町が当初からの費用を負担したということになります。したがって、その対象となるものを譲与するということになったということで、ご理解をお願いします。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

この指定管理先が初期投資した備品等を無償譲与されるが、負担金に対する物品であると考えられ、町民の目線には、負担金も出して、物を、備品等を買入れしたと、売買したと見えてくると思うんですけど、どうですか。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

あくまで負担金という押さえでございます。売買に見えるというご意見でございますが、なぜ負担金を支出することになったかというふうな経過趣旨、そういったものの背景をご理解いただければ、売買には見えないというふうに理解してございます。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

この負担金の金額は初期投資した備品等の金額をもとに計算されていると思うんですけども、計算して予算案を上程しておられます。備品等の無償譲与は売買と受け取られかねない



と思うんですけども、負担金を出して備品を無償譲与を受ける、この方法は町のミスではなかったのか。無償譲与を受けて、何の意味があるんですかと。無償譲与を受けてそのまま使っていたらいいんですけど。その品物をそのまま使っていたらいいんですけど。何の意味があったんですか。これは売買と受け取れるの違うかと。

また売買と受け取るのは当たり前のように思うんです。これは何の意味があって無償譲与を受け取ったのか。何かほかに使うと、ほかの施設に持っていくとかいうのだったらまだわかります。そのまま使っていたらいいんですけど。何の意味があったんでしょう。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、町のミスというふうなご指摘をいただいたんですけど、そちらのほうにつきましては私どもはミスではないと、正しい解釈があると認識してございます。これは先ほどからのご説明のとおりでございます。

それで、何の譲与の意味といいますか、そちらのほうでございますが、当然、先ほどから申し上げたように、町が負担金を出しましたのは、実質的には指定管理者側が出した負担がなくなりますので、それについてはこちらにいただいて、それで実際納付金のほうも8万円から10万円に増額をさせていただきましたが、ただ、そういった増額の部分もこれを使うのであるから増額をしてくれというふうなことも相手側にも話をさせていただき、それでもう1つは、現時点では順調にいったまでするので、ないというように考えているんですけど、仮にもう指定管理者がやめようとか、倒産した場合についても、当然相手方の物でございましたら差し押さえなり何なりされまして、銀行のほうに売買されるというふうなこともございますので、私どものほうの譲与というふうなことの扱いをしてございましたら、そのような危険性もございませんので、事業継続に改めて指定管理者の募集、公募等をする場合においても円滑に運営ができるというふうなメリットもございますので、譲与してくださいというふうな話をさせていただいたところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

無償譲与を受けても、差し押さえというふうなことをおっしゃっていましたが、金融機関が差し押さえしても、これはやっぱり看過せなあかんわけや。それで、実際どれだけの値打ちがあるものか、査定価格というのは私らはわかりませんが、少なくとも3年程度今使っているもので、無償譲与というこれを受けてなかったら負担金で通るかもわからんけども、交換条件で無償でください。それで2,612万3,000円も上程します。これは新品の値段やね。2,612万円を上げられたこの予算は新品の値段でしょう。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

新品のときの購入時の値段をもとに算定してございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

新品の購入のときの値段やという。それを2, 600万円、減額になりましたけども、そのお金を出して、その品物をもらうって、これは実際売買や。そう受け取るのが普通や。何でこういう出し方をするのやったら、無償譲与を受けると、これは町の明らかなミスだと思うんですよ。無償譲与を受けてなかったらちょっと話が変わってきますけども、再度聞きます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私ども町といたしましては、議員は売買ということを先ほどからも言っていたいるんですが、あくまで負担金ということでございまして、それで2, 000万円以上の負担金をお渡しすると。それでこの物品の譲与を受けないというふうな方法も当然ございます。ただ、これの譲与を受けないことのメリット、譲与を受けることのメリット、これを考えますと、当然その分は町が負担したものでございますから、初期費用としての負担をしたものでございますので、これはいただくことが町のメリットになるというふうに理解してございまして、議員さんがおっしゃられるように、いただかなんたら物品売買にはならないというふうなことも言われるんですけど、それについては私どもは負担金の範疇で支払いをしているというふうなことがございますので、その支出に対して町のメリットが得られるような方法として、譲与してくださいというふうなことを申し上げたものでございます。

特段やり方に問題はないのではないだろうかというふうに認識してございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

それは見解の相違やけども、いろいろ町民の方に私も聞かれました。赤字補填やとか、あるいは売買やとか、実質的には売買やとか、数人の方ですけども、聞かれました。予算を上げるのやったら、課長会でも私が申し上げているようなこういう指摘がなかったんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

課長会でもこのようなことは協議させていただきました。それで、財政当局のほうともこの取り扱いについてどのようにすべきか、そのようなものも研究させていただいて、このような支出の仕方をさせていただいたということでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

私が言うような、そういう指摘はなかったですか。無償譲与を受けることはまずいのちがうかと、こういう指摘する声はなかったんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのようなご意見はございませんでした。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

節18、備品購入費で予算措置すれば2,612万3,000円も出せないのも、節19で予算措置したと理解しております。指定管理者が初期投資した備品等の負担金と、備品の無償譲与がどのような関係があるのか、負担金と備品の無償譲与は関係ないものか。関係があるのかないのか、負担金と、2,600万円と備品の無償譲与は全然関係があるのものか、ないものか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

備品の購入ということではございません。あくまで負担金というふうなことでございまして、実質的に指定管理者側が出していた負担がなくなり、町が当初からの費用を負担したことになりましたので、その負担金を支出するかわりに負担金の額を算出根拠とした物品をくださいというふうな条件を付ただけでございます。

負担金と物品の譲与の関係というのは、そのような関係でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

先の3月議会において会議録によりますと、「負担金が赤字補填であるというふうなことになりましたら、第3条第3項のほうに抵触ということになると思います。これは赤字補填でなく運営に対する負担と理解しておる。仮に赤字補填ということになりましたら、私ども町議会の皆様、このようなこと、制度、趣旨について説明させていただいております。まず予算なり何なりされた後、協定の変更をして、当然それは協定の抵触ということはないというふうなことになるのが通常であると理解しております」との課長の発言があります。さらに、「抵触するということになれば、その協定は相手方の協議等により修正をさせていただいて、それで法的に問題がないというふうなことで取り扱いをしてまいるのが通常だと思ってございます」と答弁されております。

それであれば、協定書に抵触する赤字補填であっても、議会で予算が可決されれば、協定に抵触する赤字補填も、議会で予算可決後、協定の変更、修正して、協定すれば、協定に抵触しないというこのような理解でよろしいでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

結構です。3月の第1回定例会でもそのような趣旨でお答えをさせていただいたつもりです。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

確認しておきますけども、赤字補填であっても、第3条では赤字補填は協定に抵触するからできないと言うとるんですけども、赤字補填の予算を議会で議決していただければ、その後、協定書の修正をすれば、協定に抵触しないと、こういう理解でよろしいんやな。赤字補填も予算の議決をされれば、その後協定書を変えたら、変更したら、協定に抵触せんと。可決までは協定書に抵触するけども、赤字補填の予算が可決されたら、その後変えたらええというこういうことやな。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

協定書の中には協議事項としまして協定書に定めのない事項、こういったものは甲乙協議の上善処するというふうなことの条文もございます。

それで実際指定管理につきましては、まずどのような条件でどうやっていくかということを手相手と話をさせていただいて、一番最初に、まずそのような条件を議会の皆様に、議案として、指定管理はここでよろしいかというふうな説明をさせていただいて、承認をいただきます。当然それには予算も伴いまして、前回の場合でしたら8万円の納付金とか、あと一番当初でございましたら半分の電気代を負担する、そういったものも予算を全て同一の議会で承認をさせていただいて、指定管理を当初に出したと思います。

それでその中身というのがやはり事業を運営していく中で、当初の指定管理のやり方では難しいということになってまいりましたら、当然その中身というのが相手方とこの事業が成り立っていくにはどうしたらいいかというふうな協議が必要になってまいります。それで相手方とやはり協議が整いましたら、まず議会の皆様にその変更の内容、協定を変更して赤字補填ができるという理解のこの部分の説明でございますので、ちょっと聞いていただきたいと思います。

ですから、相手方と条件が変わってまいりましたら、例えば指定管理料を増額するとか、そのことをやはり議会の議員の皆様に内容を説明させていただいて、予算を議決いただくということになります。その後、また、協定の内容を変更するということになりますので、赤字補填というふうなことを町費で支出するというのは可能であるというふうに思います。

ただ、今回の場合は赤字補填でなしに、あくまで今申し上げたのは、一般的なケースの例でございますのでご理解をお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

今回のあれと違うんです。これは先の話です。2,600万の話ではないです。

それで、あなたはこうおっしゃった。「仮に赤字補填ということになりましても、私ども町議会の皆様がこのようなこと、制度趣旨について説明させていただいております。予算なり何なり可決された後、協定の変更をして当然、それは協定の抵触はない」と。これからも、赤字補填と思われる予算が出てきた場合、議会だけ通ったらあとの協定の変更、修正をやれば、法にも抵触せんし、協定書にも抵触せんと、こういう意味のことをおっしゃられたのだけれども、そうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのとおりでございます。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

確認をもう1つします。

それであれば、今後赤字補填の予算が議会で可決されれば、その後、協定の変更をして、赤字補填ができると、そういう理解をしてよろしいんですか。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのような理解でよろしいかと思えます。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

2, 600万円の今回この3月補正で通った分です。これも万が一、住民の誰かが、これは赤字補填やということで裁判になった場合、そして判決がどのような判決が出るか知りませんが、仮定の話で申しわけないんですけども、町が敗訴した場合、これもその後、協定の修正をやったらこれは誤法になるんですか。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

どのような判決が出るかというふうなことにもよると思えます。ただ私どもの今回の負担金につきましては、年度協定それから基本協定、こういった分とは別のものというふうな認識でやってございますので、議員さんの解釈で言うたら誤法と違法というふうなことになるかなとは思いますが、町が負けた場合はそれは違法というような結論だと思いますが、私どもはこれは違法じゃなしに適法の中で当然やられているということで、考えてございます。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

町が負けた場合と仮定して、その場合でもその後判決の後、協定書を書きかえたら、修正したら、変更したら、それは誤法になるんですかと聞いている。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

協定書というのは、相手方との約束でございまして、これは法律的に私どもと相手側、そしてそのことを議員の皆様にご説明させていただいた町の責任というふうなことの範疇でございます。ですから協定書自体は、その中身に、例えば中身ではふれていなくても、相手方の暗黙の了解の中の合意がなされており、双方その協定の内容に異議を申しなければ、

そのことについては特段の問題はないと思います。ただ、これはあくまでも極端な例でございまして、私どもはその中身が協定書の変更が必要であるということになりましたら、当然その部分を直さずというふうなことではございませんので、協定書の中身は直させていただくと。

ですから今回例えば判決が出た後の部分については、もう協定書がどうのこうのとかそういった中身ではないと思います。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

漁業振興施設同様、この3月議会で浮棧橋維持管理業務委託料380万円の全額修正動議が提出されましたが、修正案は否決されました。今9月議会に農林水産課の契約行為と実績報告一覧表が添付されておりますが、その中に湯崎漁港浮棧橋と清掃業務の契約期間、平成28年6月17日から平成28年8月31日まで、契約金額、191万9,000円で、株式会社フィッシャーマンとの間で契約を交わしております。

ことし2月に西牟婁振興局での話によると、文里港の浮棧橋の清掃はしていないとのことでしたが、このような中、なぜ昨年度はこの384万円の清掃委託料が必要なのか、ご答弁お願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

浮棧橋清掃に関する予算につきましては、予算委員会でも清掃の必要性などさまざまご指摘をいただき、その指摘を踏まえた執行をとのご意見のもと、384万円を認めていただきました。その意見を踏まえて内容を見直し、業務を進めています。詳細につきましては担当課長からご説明申し上げます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

予算委員会の意見の中には、こういった清掃委託料が必要であるのか、それから西牟婁振興局の話、こういったものも議員さんからもご指摘をいただきました。

まず、私どももこの見直し作業の中で考えましたことは、やはりこれは予算委員会の中の答弁の中でも若干ふれたかもわかりませんが、本当に年中必要なのかというふうなことです。これまでのようにフィッシャーマンズワープ白浜の指定管理業務に含んでの指定管理料ということで支払うのであれば、これは極端な例で、実際に残額が生じていたというわけではございませんが、仮に残額が生じていても、施設運営の一助としていただくこと、こういったものは問題ないと思っております。

しかし、業務委託となれば、そのようなわけにもまいりませんので、やはり業務の範囲を一通りきれいにしていただくには、どの程度の業務量になるかというふうなこと、こういったことも精査して、発注しなければならないということになりました。それで業務の仕様書や業務報告についても精査し、契約金額、1万9,000円で発注することができたということではございません。

384万円の清掃委託料が要るかということにつきましては、現在191万円、約半分執行しているんですけど、現時点までの状況では、今年度中にもう1度全てやり直す、やらなければならないというふうなことがどうかなというふうな感じもしているんですが、そのあたりは今後の状況を見ながら、適宜判断させていただきたいと思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

384万円の半分、大体190何万円執行してあるけども、今後については状況を見ながら執行すると、こういうことですね。

3月議会の当初予算に出ておりますけれども、田辺の文里港のあれが今はどうなっているんですか。私が聞きに行ったのが2月なんですけど、その後、清掃はどうなっているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

田辺市文里港の浮棧橋を管理しております振興局の担当に確認をしました。

当町のように毎月清掃しているというふうなことではございませんでしたし、今のところその予定も近々あるというわけではないという話でございました。

ただ、清掃はしなくてもよいということではなしに、必要というふうなことの認識はございまして、それでその場合に、やはり私どもが今やっているような格好で、状況を見ながら判断ということになるんですが、カキの付着等により清掃が必要になれば、予算措置を行い、清掃を実施する予定だとのこととございます。

ただやはり文里港の場合と私ども湯崎の漁港の場合でございましたら、観光地である観光地でないというふうなこと、そういった見目の部分がありますので、1年、2年放置するというのはなかなか余り適切でないだろうかということで、3月以降、そのまま置いていたものをそろそろついてきたので、付着をとろうかというふうなこととございます。

ただ、難しいもので、カキの付着、こういったものはカキをとってしまつたらまたそこにつくんです。ですからある程度大きくなって、影響が出ない範疇がどの辺になるかと、その辺の部分も研究していかなければなりませんし、慎重に取り扱ってまいりたいと思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

今、県の部分については清掃する予定はないが必要になれば予算措置をしていく。でもまだしてないということ。浮棧橋清掃業務の必要、仕様書があると思っておりますけども、清掃を委託している範囲は、漁港の部分のどれだけの広さか、また仕様書はいつつくったものですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

委託しておる範囲ということとございますが、あその湯崎湾の波止場の内側で、全部で

1万6,000平米程度でございます。

そしてフィッシャーマンズワープ、浜広場駐車場、こちらのほうからの約半分ぐらいの面積、7,000平米を範囲というふうにさせていただいております。

それから仕様書につきましては、4月予算措置をいただきましてから、検討をさせていただき、実際業務を発注しましたら6月初旬までに完成をさせたということでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

これはこの1万5,000平米と7,000平米というのは、これはことしの4月からの分ですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

構内が1万5,000じゃない1万6,000平米なんですけど、もともとがはっきりこういった区画を明示してというふうなことのやり方ではなしに、湯崎港のそういった海底清掃もやってよというふうなことで、これまで指定管理の中でやっていたものでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

仕様書はいつつくったんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

6月上旬でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ことしのですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当然浮棧橋清掃業務の仕様書でございますので、ことしの6月でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ことしの3月までは浮棧橋の清掃といいますか、指定管理やったと思うんですけども、それまでは仕様書というのはなかったと思うんですけども、仕様書のない中、周辺の海中の清掃も、ごみとかを拾われておったというふうに聞いているんですけども、仕様書のない中、どのような契約でやられとったんですか。

○議 長



番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

こちらのほうは指定管理の業務の範疇ということになりますので、指定管理の協定なりその仕様書というふうなことの範疇でやっていたことになります。

ただ現在のように仕様書にどの範囲までとか、こういったものの明確なものはなしで、施設管理全体の暗黙の了解の中でやっていたということでご理解いただきたいと思います。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

清掃の範囲というのは決めてなかったということやな。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

ここからここまでというふうなものは当然ありません。ただ湯崎港全体の中で、毎月潜っていただきますので、ずっと見てくださいよというふうなことの暗黙の了解の中で進めてまいりました。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

清掃で出たごみの量とそんな量は日報か何かでつけとると思うのですが、量というのはどれぐらい出たんですか。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

以前の指定管理の際は、そういった日報にごみの量とかがないというふうなことも指摘の中でいただきました。

今回、業務を発注した中で、約170キログラムのごみが出てございます。ごみの内容としましては、カキがどうのこうのとかなしに、そのほとんどが漂着した海草でございませぬ。これは特に梅雨時期から夏場にかけて台風が来ましたら、必ず海草が漂着しまして、最近は特にこの状況が著しい状況でございませぬ。白良浜でも大変そのような苦勞をしてございませぬ。

ただ、ことしにつきましては、台風の影響が少なかったため、例年と比べては著しく少ないというふうなことでございませぬ。今後、この秋からこのごみをどうするのかというふうな問題は、台風が来たらやはりつきまとしてまいりますので、今後の予算措置をどのように使っていくかというふうなことも、この辺も判断しながら考えていく必要があると思っております。

○議長

5番 丸本君（登壇）

○5番

ちょっと待ってください。この仕様書の中で、湾の清掃をしている面積というんですか、

1万6,000平米、そしてまたあと1つ7,000平米と。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

7,000平米というのが委託している範囲でございまして、湾全体が1万6,000平米です。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

この私の認識では、湾というのは漁港というのは管理者は漁業協同組合と思うんですけども、1万6,000平米のうち、白浜町が清掃相手方と業務委託先と委託しているのは7,000平米やね、40%程度だと思うんです。この地図の上で線を引っ張っておりました7,000平米の中に、漁港の管理というのは漁業協同組合だと思っておるんですけども、7,000平米の中に漁協さんが管理をしなければならない面積というのは入っとるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

湯崎漁港ということでございますので、面積的にもやはりこの部分も全て含まれる、漁港区域全てが含まれるということになります。

ただこういった清掃業務とかそういったものは本来の指定管理者の業務でございませぬので、この業務は漁協さんの指定管理者の範疇には入ってございませぬ。

今年度ちょうど指定管理の見直しを行ってまいります。これまでも議論の中で浮棧橋は漁港施設であるので、その中に含めるべきではないだろうかというようなご議論も何度かいたただいたわけでございますが、相手方との今のところその辺のすり合わせも漁協さんと指定管理に向けてやっているわけなんですけど、事務担当の話の中では、こういった清掃とか浮棧橋の部分については漁業組合のほうではちょっと難しいと、やりかねるということなので、これまでどおりの指定管理の内容になってくると違うかなというように思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

説明がちょっとわかりにくいんですけど。この湾全体、1万6,000平米のうち7,000平米の分を掃除すると。この全体というのは、1万6,000平米というのは漁協さんの管理でしょう。そのうちの4割程度の7,000平米を町が清掃すると。ちょっと理解しにくいんですけど。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

指定管理の業務の中に含めておりましたら、両方かち合うということになってまいります。これは指定管理の業務ということではなしに、私どもの別に町としてやらなければならない業務であるというように考えてございます。

極端な話を言いますと、ほかのそしたら漁港で全部これを海草等とか出てきたものを、当然船の運航に支障が出るというふうなものは漁業としてやっていただきますけど、景観上、いっぱいになって、これは見た目がどうよとか、例えば海底に空き缶が沈んでいるのを、観光船が通ったときに、自転車が落ちてあるなどか、そういうようなことの部分は漁協さんが指定管理の業務のほうでやるべきものではないということでございますので、その部分の業務を私どもが直接発注しているというふうなことでご理解をお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

これからも、湾の清掃というんですか、湯崎の湾の4割を町がずっとやっていくんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これは3月の当初予算のときにいろいろなご意見をいただきながら考えながらやっていくということは私どもは申し上げてございます。それで今回はこの191万円という範疇でこのようなやり方をしたわけなんですけど、当然またこのやつの分析もどのような格好になるか、今の業務量が適切であるのか、そういったこともございますので、今のこの範囲はあくまで8月31日までの業務委託の中での範囲でございますので、今後、この範囲に限ってやるようになるのかどうかということは、いろいろな分析をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

まだ4月から5カ月しか経過しない中で、この384万円のうちの約半額、予算をもう執行してあるわけ。あと来年の3月まで7カ月ですか、残りはもう半分しかない。最初は浮棧橋の清掃やったはずです。それが湾の清掃もずっと入ってきてあると思うんですけど、指定管理のことしの3月までは、この3年弱の間は、湾のどの部分を清掃すると、こういう約束はなかったんでしょう。この6月に仕様書をつくって初めてこの7,000平米の線引きをやったんでしょう。そうでしょう。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この図面にあるような線引きをしたのはことしだけでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

おとといの9月12日に県事務所へ再度行ってきたんです。文里港の浮棧橋清掃について話を聞いてまいりました。この棧橋は平成22年から平成27年にかけて6年で事業が終わったということです。合計173基の棧橋を設置したとのことでした。清掃は6年経過したが1回もしていないとの話です。県と比べて白浜町の清掃の回数が多過ぎるのではと思いま

すが、どうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ですから、毎月というふうな指摘の中でその辺の部分を見直させていただいて、8月末までにまず1回目やっていただきました。現在またこれがどの程度の部分で次の掃除をしなければならないか、ひょっとしたらもう今年度は必要ないかもわかりませんし、来年度ということでもいいかもわかりませんが、その辺の部分については今後やはり様子を見ないと何とも言えないというふうに思っています。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

重きが、栈橋の清掃から、どうも海の清掃のほうになってきたと思うんですけども。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

面積的に言うたら7,000平米というのは湾の半分以上いきますから、そのような理解をされるかもわかりませんが、やはり主になるのは百九十何万円の中の、潜水していただいているというふうなことでございますので、ごみの漂着というのはほぼウエイト的には小さなものでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

これで、この湯崎施設についての質問は終わります。

○議 長

一番目の湯崎地区漁業振興施設についての質問は終わりました。

次に2点目の市鹿野温井地地域の排水路についての質問を許可します。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

この件につきましては、平成23年12月定例会で質問をしております。そこで私は7月の台風6号、9月の台風12号で、温井地地域での排水路が小さいため、また水路が直角に曲がっているために、雨水を流す排水の機能を果たせなかったこと、その結果、JA市鹿野周辺から川添石油店様周辺までの床上床下浸水の被害が起きたことを指摘しておきました。

その災害結果を踏まえ、対策として、川添石油店様横からもう1つの水路を設け、県道の下を通して2つの水路で排水を分散すべきではないか。現在の水路は雨水が下流へ流れるとき、直角に方向を変えるなどしてスムーズに流れないことへの改良を含めた質問をしました。この地域は現在においてもまだ改良の気配がないのも周知の事実であります。

そして今回の質問に移るのでありますが、その当時、平成23年12月議会の答弁では、「既存の側溝が満水以上となり、そのオーバーした水により生じた災害であると思われるので、再度詳細な現地調査を行い、その結果により工法を検討し、排水整備に向けて取り組み

たいと考えております」と、力強い答弁をされております。

そこで、この溝が狭いことを含めて、再度詳細な調査を行うと言っておりますが、その詳細な調査結果についてお聞きしたいと思います。

さらに、その結果としてどのような工法を検討されたのか、詳しくご説明をいただきたいと思っております。

○議 長  
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

丸本議員から市鹿野の温井地地域の排水路についてのご質問をいただきました。

平成23年9月の台風12号は、町内各地で河川や水路の氾濫による水害や土砂災害等の甚大な被害をもたらし、想定を超える歴史的な大災害となりました。そのような中で、市鹿野地区でも浸水被害が発生したことから、平成23年12月議会の丸本議員の一般質問の中で、排水路の整備改修についてのご質問をいただき、町といたしましては、「詳細な現地調査を行い、その結果により工法を検討し、排水整備に向けて取り組んでいきたいと考えています」との答弁をさせていただいております。

また、本年6月の第2回定例会においても、三倉議員から同様の一般質問がございまして、そのときの答弁と重複することになりますけれども、平成24年度において当地区の全排水路に当たる30路線について、現況調査を行いました。その結果、町道温井地6号線から県道市鹿野鮎川線を横断する水路、上村商店付近のことですけれども、その水路に合流水路が多く、相互に水流がぶつかり合い、流れを阻害する現象が起きていることに加え、部分的に排水路断面不足が原因によることでオーバーフローをしているということが1点と、もう1点は、議員の今のお話がありました、町道市鹿野上露線から県道市鹿野鮎川線へ通じる幹線排水路の下流付近、川添石油店様の下流側になりますけれども、90度に排水路が屈曲しており、かつ勾配が緩く、一部の区間で断面不足が生じている原因により、上流側水路への悪影響を及ぼしているとの調査結果が出ております。

このような調査結果に基づきまして、今後の対策といたしましては、まず1点目の町道温井地6号線付近を流れる排水を県道市鹿野鮎川線にスムーズに導けるよう、集水枿を設置し、断面不足の解消を図るため、県道を横断する水路の改修工事が必要であると判断いたしております。

もう1点の、町道市鹿野上露線から県道市鹿野鮎川線に延びる幹線排水路の下流側の改修工事につきましては、新たに通水断面が確保できるだけの排水路を設置するには、設置場所や費用面で非常に難しい状況であることから、既設の水路を生かしながら排水能力不足を補う手立てを講じるなどの対策を検討しているところでございます。

○議 長  
5番 丸本君（登壇）

○5 番

30地点の調査をして、そして上村商店さんの近くの下側の側溝を改修されたと。そして川添石油店さんから下流が直角に曲がったバイパスも必要だけでも、費用的な面も含めて、改修が進んでないと、こういうことですね。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番外 (建設課長)

そのとおりです。

○議長

5番 丸本君 (登壇)

○5番

ところで、平成23年の災害から5年間も経過しておりますが、一向に改良されたように見えておりません。私の提案したバイパスの件につきましても、パイパスをつくる、それこそがこの災害を減らしていく道ではないかと私は考えております。しかし、いまだ改良されていません。そのことは当時の議会答弁の調査結果として、このまま放置して大丈夫というお考えであり、その問題は解決したと。上村商店さんの近くを改修して、それで解決したと。床上浸水、床下浸水が何件か発生しました。それは、上村商店さんの横を改修してこれで解決したと、こういう理解でよろしいんですか。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番外 (建設課長)

先ほども申しあげましたように、2つの改善点を解消するためには、町の取り組みといたしまして、まず1点目の上村商店付近の集水柵を設置する工事を平成27年度において実施いたしました。また、断面不足の解消を図るために、ことしの本年5月には県道を横断する水路をボックスカルバートに布設がえをする工事も引き続き施工しております。

もう1点の下流域の町道市鹿野上露線から県道市鹿野鮎川線に延びる幹線排水路の下流域の改修工事につきましては、一部県で施工していただいている箇所もございますが、抜本的な解決には至ってございません。

すみません、議員のご提言のバイパスをつくるということも1つの方法だと考えておりますので、今後、県道排水路の関係もあることから、県とも十分協議をしながら予算の確保に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長

5番 丸本君 (登壇)

○5番

5年前の水害のとき、7月の6号、9月の12号、あの台風のときはあの辺はずっと冠水したんですけど、私も現場にいました。それで下流のほうの方が狭いのと直角に2カ所曲がっているんです。それで、水が出なんだから浸水するんです。それで、課長がおっしゃられているのは、そこへ、幹の部分の下流部分が水が出らんのに、枝の部分の改修をしても、根本的解決にこれはならんと思うんです。上流のほうの側溝をやってくれてある。本線の幹の部分の下流部分が曲がっているんですが、ここで水がさえぎられてオーバーフローしたんです。そのとおりなんです。5年前の質問に答えてくれたのですが、満水状態になって、何で満水かというたら、下流で出なんだから、突っ張ってしもうて。それで、その上流のほうのこんな側溝が、水も出ていかん。ここを幾ら直しても幹の部分、本谷の部分が水が満水になってオーバーフローしやるのに、枝の側溝を直しても、それではどうかなと私は思うんですけども、どうですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

議員のおっしゃるとおりで、まずできるところからということで、まず上流側の上村商店付近の工事に取り組みました。議員のおっしゃるとおり、下流部の工事につきましては費用的な面とか県道もさわらんとだめやということで、いろいろと検討を重ねているところでありまして、先ほど議員にもおっしゃっていただきましたように、オーバーする部分を1つのバイパスをつくって排水させるということが、1つの案だというふうに私どもも考えております。

ですので、今後県道の排水路のこともありますので、県とも十分協議をしながら取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

側溝も直してもらうのは大変ありがたいことですが、抜本的な解決にはなりません。私も台風を2回あのかのときに経験して、あそこへバイパスをつくってもらわなあかんなど。それであるのかに上村商店さんへ7月と9月に2回あったんです。床下浸水でしたけど、あの近くの民家も何軒かそういう被害を受けておりますので、これで側溝を一部改修して終わりやということではなしに、県とも話をして、県道の下を2本目のバイパス、これをつけて災害に対応していただきたいと思います。

この分についてはこれで終わります。

○議 長

以上で、2点目の市鹿野温井地地域の排水路についての質問は終わりました。

次に、3点目の職員の窓口対応についての質問を許可します。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

この問題について町長にお聞きしたいと思います。

町役場とは町民にとってどういう場所なのか。そこで懸命に働く職員の皆さんの立ち位置はどうなのか、このことをどう考え、どう見ているのかが問題だと考えているのですが、町長、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

丸本議員から町職員の窓口対応についてご質問をいただきました。

まず役場の基本的な位置づけにつきましては、地方自治法に基づき住民の福祉を増進する目的をもって設置される体育施設、文化施設、福祉施設といった公の施設とは異なり、地方公共団体が事務を行うために設置している施設に位置づけられており、町民が行政サービスを身近に受けられる場所であるとともに、行政の要として必要不可欠な場所であると考えています。

次に、そこで働く職員の立ち位置はどうなのかということですが、地方公務員である役場

職員は地方公務員法第30条に規定されておりますとおり、「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあり、また、地方自治法においても、住民の福祉の増進を図ることが地方公共団体の基本として位置づけられていることから、当町を含め、特に市町村は基礎自治体として住民の方々に最も近い位置で公務を行う職員であると考えています。

私は、年間300万人以上の観光客のお客様をお迎えする町として、観光でお越しいただいたお客様がこの町を訪れてよかったと思っただけでなく、役場にお越しいただいた町民の方々にも、来てよかった、ひいてはこの白浜町に住んでよかったと思っただけでなく、まちづくりをしていくことが、白浜町の魅力をさらに高めていけるものだと思っております。

職員一人一人のおもてなしが最重要であるというふうに考えております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

町役場に町民がやってくるという、町民の行為はどういうことだと思われるでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

役場の業務は各種の届け出がありました、証明書の交付等の窓口業務、政策的な企画観光の業務、子育て支援や福祉に関する民生業務、そして予防接種やごみ処理という保健衛生業務、また消防防災を含めた危機管理業務であったり教育業務、そして特に税の関係であったり使用料等の賦課徴収、そうした業務が多岐にわたっております。

町民の方々が支所でありましたり出張所を含めて役場にお越しいただくということは、これらのさまざまな行政サービスを利用されること、これが一番多いとは感じておりますが、それ以外にも日々の生活を送られる中で生じるさまざまな疑問であったり相談、また、県とのつながりといったようなお問い合わせであったり、そうしたことに對しまして来庁されていると考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

町民の行政での一番のよりどころは、町役場だと私は思います。町民は生活に困ったとき、税金のことでまたわからないとき、住民票の証明などが必要なとき、あるいは死亡届、出生届など、さまざまな住民の暮らしの個人情報書類を役場で処理していることは、周知の事実であります。

住民は何より役場に行けば、困っていることを含めてどうしたらいいか教えてくれたりするところだと思っております。そこへ行けば生きる力が出てくる、そういう場であり、そこで働く職員の皆さんは、町民の言うことに耳を傾け、丁寧に答えたり、わからないことは後日調べてお伝えするなど、親切な対応、町民と一体になって考える、行動するという姿勢が必要だと思います。災害が起きても中心になって町民を守ることが必要だと思います。

こうした心構えが、もしなくなり、町民より上から目線で対応するようなことになったら、



町民は心のよりどころがなくなると思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

先ほども総務課長から申しあげましたように、役場の業務というのは多岐にわたっております。やはりわかりにくい手続等に来庁された場合、あるいは電話応対等でも、丁寧な対応が必要になるというように考えてございます。このようなことから、やはり職員に対しましては、住民満足度の向上、あるいは円滑な業務の遂行につなげて、住民と職員の相互満足を高めることを目的として、接遇に関する職員共通の指針として、白浜町接遇の手引きというのがございます。私の今手元にもございますけれども、こういったものを白浜町で今つくっております。職員のほうにはこれをマニュアル化して今徹底してこのことに努めるようにしております。

そんな中で、本年4月1日の課長会におきましてこの手引きを配付するとともに、各職場におきまして、接遇の現状を点検し、各所属職員の指導及び育成に当たるように各課長に対して依頼をして、一層の接遇の向上を目指しているところです。

地方公共団体を取り巻く状況につきましては、平成7年に地方分権推進法が制定されて以降、地方分権がさまざまな形で進展をし、白浜町や役場を含めた市町村は基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことが、まちづくりを行う上でこれまで以上に期待をされております。当町がまちづくりの基本理念の1つとして掲げる「連携と協働のまちづくり」を進めていくためには、職員が町民から信頼される行政であることが何よりも必要であり、また、そうあることで議員ご質問の、町民の心のよりどころとしての町役場となるというふうに考えております。

本日議員からも今ご指摘をいただいたような職員の窓口対応についても、今後、安心して町役場に来ていただけるよう、そしてまた心のよりどころとなるような取り組みをしていかないといけないというふうに思っております。

職員の窓口対応に関連をしつつ、町民にとって役場がいかに必要な存在であるかを再認識させられる本日のご質問でございますので、今後とも真摯に受けとめて頑張っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

応対についてと通告しとるんですけども、これもやっぱり先ほど町長の今のご答弁の中で、接遇の手引き、マニュアル、これをつくっておるということでもありますけども、応対については苦情もあったんです。それで2回、3回来て、ある課の窓口に行って、余りよろしくないんじゃないかと、こういうご指摘も私はいただいております。どこの課とも言いませんけども、やっぱり困るとるか用事があって来るんですから、人それぞれ受けとめ方というのはあると思います。その人が窓口に来られた、町民の方の受け取り方というのも、2万何千人の町民だったら2万何千通りの受け取り方があると思うんですけども、その点、やっぱり職員の皆さんももう少し気をつけて、職務に取り組んでいただきたいと思います。このように思います。

これで質問は終わります。

○議長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 12 時 08 分 再開 13 時 18 分)

○議長

再開します。

諸報告を行います。

○議長

番外 事務局長 泉君

○番外(事務局長)

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日は、12番玉置議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承いただきたいと思います。なお、あすの開会時間は午前9時30分ですので、よろしくをお願いします。

本日、議会散会后に議員懇談会を開催しますので、よろしくをお願いします。

以上で、諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

引き続きまして、一般質問を行います。

3番古久保君の一般質問を許可します。古久保君の質問は一問一答形式です。まず、最初の中学生議会について思うことの質問を許可します。

3番 古久保君(登壇)

○3番

それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

私は3年になるんですけども、3年の間ずっと中学生議会を楽しみに傍聴させていただいております。そんな中で、中学生の皆様方の質問が本当にいつもいつも感心させられるんですけども、我々大人の目線というたらおこがましいですけども、やっぱり子どもたちの目線で地域に住んでいる、また学校に通っている日ごろの目線における質問、地域に住んでいるところのいろいろな問題が実に素朴に出ていると思うんですね。

私は今回この質問に関しては、毎年お聞きしていますので、質問するわけではございませんので、この中学生議会を何とかもう1つ、もう少し突っ込んで、有効に、もっと子どもたちの政治的のところ、行政的のところを勉強できる場に、もう少し考えられんかという観点から一応質問させていただくんです。質問になるかどうかわかりませんが。

ことしから参議院議員選挙において、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられましたが、結果、従来の投票率が県内では41.81%と低くなっております。そしてまた、総務省発表におきましては、特に我が県は全国31位と、近畿2府4県では最低というような結果が出ております。何で子どもたちにこういうところが行き届いていないのか、この辺のところ気になるところでございます。そして、十代への啓発活動を重点的にしていきたいというコメントも載っておりました。

そこで、毎年青少年町民会議が主催している中学生議会を通じて、政治、行政、また議会

の姿勢、議員の姿勢、議員活動を学ぶ場として、教室としてより多くの学生たちに参加してもらえるよう工夫できないものかというような思いで、啓発活動につなげないものかとの思いを何点か質問したいと思います。

まず最初に、生徒たちの質問事項について、発表課題の発表までの過程、質問事項ができるまでの学校側の取り組み、また子どもと先生方のコミュニケーションの中でとっておられるのか、また、子ども、生徒たちだけのグループでこの質問事項を考えられておられるのか、その辺のところをちょっと教えていただきたい。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 鈴木君（登壇）

○番 外（教育長）

ただいま古久保議員より中学生議会についてのご提案をいただきました。

中学生議会は平成23年度から始まりまして、町内の中学生が町の議場で自由な発想により、町に対して意見発表や提言をする。このことで行政や議会の仕組み等を知りまして、また、町政に興味、関心を持つことで、より一層今後の学校生活、そして生徒会活動に生かせることを目的に開催しております。

これまで観光や防災、交通、環境、それから教育、消防、地域資源等々、中学生たちの鋭い視点で質問が数多くなされてきました。また、議員さんがおっしゃられるように、昨年6月に公職選挙法の一部改正がございまして、この夏から参議院選挙から18歳以上の者たちの選挙権が得られました。こういう状況の中で、政治、行政を学ぶ場としてその重要性というのはさらに高まってきていると、このように思います。

そこで、質問の中には子どもたちがどのような形で選ばれ、どのような質問をつくってきたかというご質問でございませうけれども、生徒会が中心になってございます。生徒会の中から選ばれた生徒が生徒会担当の教員などからアドバイスをいただきながら、みずから質問を作成していると、このように聞いてございます。

また、3年生といたしますのは、社会科授業の中の公民的分野で地方議会を学習することがありますので、中学生議会の開催は大変適している、このように考えております。

教育委員会といたしましては、青少年育成町民会議を中心に中学生議会を継承していきたいと、このように考えるところでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今ご答弁をいただきまして、多分、生徒会活動の中の一環であり、また3年生は社会科教育の流れという形で勉強されているというものだと思うんです。

それだけで取り組みはわかるんですが、私が傍聴して思うのに、この議場で経験されている生徒さん、白浜町で8人だけなんです。実にこれは寂しいし、これを何とかもう少しふやせないか。そして現状としては傍聴席に先生方、また一般の方々がここへずらっと並んでおられます。私は勉強の場としては、傍聴席は委員会室へ行っていて、この傍聴席に生徒さんたちが並ぶ。それでまた議会のこの席も、今は14人ですけどもこの席は空いているんです。ここにも生徒さん方に座っていただいて、この席を満席にさせていただいて、議会の

風景、また議会の緊張感というものをできるだけたくさん味わっていただいて、子どもたちがこういう中で大人の方が毎回議論しているのだなと、我々のことを思って議論をしているのだなというところが感じていただけるように、議場というのをもうちょっと有効に使えないものか。

そしてまた、雰囲気的には職員の皆さんがずらっとまた幹部の方々が並んでいるんですよ。そこを子どもたちが経験するんですね。この雰囲気というのは実に私はもっと味わわせてやりたいなど。その中から政治的な、また選挙に結べないか、その辺のところを思うんですけども、これを利用すれば傍聴席に約20～30人座れます。また、ここでも14人プラス何人か座れます。その中で、自分たちが考えた議題によって、当局側が答弁されている、町長が答弁されている、教育長が答弁されている、その姿というのはもっとたくさん我々は味わっていただきたいなど、私はそう思うんですけども、その辺についてはどうですか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

大変前向きなご提言ありがとうございます。

この中学生議会のちょうど時期が夏休みに入りますので、子どもたちにここへたくさん参加してほしいんですけど、まず1つは引率の問題等々がございます。私は少なからずとも生徒会が選んでそして代表を送っておりますので、各生徒会2名というんじゃないしに、少なくとも3年生の生徒会役員全員ぐらいは参加してやりたいなど、これは日ごろから思っているところがございますので、ぜひ校長、学校にお願いしまして実現していきたいなど、こう思っております。それを1つの契機にして少しずつふえていければ、また中学生議会の盛り上がり上がってくるのではないかと、このように考えておりますので、ぜひそういう方向で進めていきたいと思えます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

もう1点ですけども、やっぱり質問事項の考え方、取り組み方、これは今生徒会というふうな先生方と一緒にということですけども、3年生なら3年生のグループで、できたらワークショップ的なもので地域で抱えている問題を自分らで探して、それを質問事項に変えていって、その中のグループの代表がここで質問する。そのグループの生徒さんたちがここで傍聴する。自分らのつくった質問にどう答えてくれているかというところを、ここでまず勉強してもらおうというふうなところをできたら私は、これはもう希望です。要望ですけど、検討していただけないか、またこれが将来の子どもたちの、18、19歳になったときに地域のことをやってもらえる議員さんを選ぶのだからやっぱり選挙に行かないかなというふうな気持ちになっていただいたら、私は長い目で見ればそういう啓発活動ということで、これは積み重なってやっぱり子どもたちの大人としての姿勢が養われるんじゃないかなと思うんですね。

今マスコミで、東京の議員、富山の議員、あんなものがテレビでどんどん放送されているんです。あんなの見てたら選挙に行こうかなと思いますか。だからやっぱりああいうところを、あんな形で放送される議員さんばかりが映されてしまうと、我々の姿勢というのはもっ

ときちっと襟を正さなければという気持ちになります。ああいう報道がされている以上、お金の感覚がなくなってないですね。だからやっぱりお金というものは、我々本当に今歳費をいただいていますけど、この重要なお金を正しく使えるかどうかと、自信を持って子どもたちに説明できるかどうか、その辺が大事だと思いますので、今後、この辺についてはそういう要望を踏まえて、最後にもう1回、姿勢だけお聞かせください。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

先ほど申しましたように、現在のところは生徒会中心で、生徒会の顧問等々の指導を仰ぎながら、質問を考えていくわけでございますけれども、やはりこれから物すごい広い範囲で3年生がせつかく公民的分野で行政、政治についてやりますので、各学級の反対意見でも構いませんから、それを投げかけて、質問等が出てくればありがたいかなと、こう思っております。

そしてもう1つ、せつかく子どもたちがこの議場で質問をするわけでございますから、たくさん質問がございます。町長ともお話ししたんですけど、少しはそれを検証しながらこのように君たちの質問が、提案が少し反映されていたよというようなことができればと、このように感じておりますので、今後、そういうことを踏まえて学校に協力依頼していきたいなど、こう思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

この件については終わります。

○議 長

以上で、1点目の中学生議会について思うことの質問は終わりました。

次に、2点目の長年通行どめになっている権現崎から御舟足湯間遊歩道の改修についての質問を許可します。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

これは長年通行どめになっているという、これはずっと気になっていました。私は議員になる前から、立谷町政のときから通行どめになったときからずっと立谷さんにもお願いして、現場も見させていただいて、何とか対応できないものかという形でお願ひしたこともあるんです。それがずっと今9年間というものが通行どめになっているんです。

そういう関係で、あそこの海岸線、権現崎のあの先っぽの海岸線、これは私たちの小さい時分には、幼少の時分には、湾口で泳いでナガレコをとったり、そしてまた潮が引いたときにはアナゴをとったり、ガシラを釣ったりという、本当に我々のときの遊び場としてもなじんでおったんです。それが歴史的にはあの海岸線は今通行どめになっておりますので、これを何とか町長の取り組みの中から意気込みの中から解決できないかという意味を込めて、ちょっと質問をさせていただきます。

建設課からいただいた資料があるんですが、これによりまして、ちょっと説明させていただきます。御舟山廻遊道路として当初新設されたのが、あの道路なんです。県費補助、公園

施設整備事業費を受けということで、県から50、町が50というふうな形で、当時総額1,900万円で遊歩道ができたという資料が載っております。その年代は昭和49年、50年、51年と3年間をかけて1,900万円という形ででき上がった道路です。

その後、路線名を変更され、町道御舟山廻遊道路線という路線から町道御舟山遊覧線というふうな形で町名路線が変更されております。それが昭和61年の9月29日に認定されている。路線の延長は670メートル少しですね。その後、平成9年ごろから三所神社側、御舟山のほうから岩盤の崩落などによって遊歩道の補修工事が毎年のように行われ、平成18年を限度に修繕工事、9年か10年ほどの間に総額1,100万円強を投じて、毎年毎年補修されている遊歩道です。そして平成19年ごろから現在までの間、9年間、通行どめになっている現状です。全延長670メートルのうちの276メートル、権現崎の白良浜からカーブして、瀬戸の新波止のあたりまでの距離だと思うんですね。この辺が276メートルと、この間、崩落が続き、通行どめになっていると、本当に危険な状態で、この間もまた大きなものが転がっております。落ちていました。

そこで、ちょっと質問をさせていただくんですが、現在まで9年間の長期にわたり、通行どめになっているが、御舟山からの崩落による危険改修や、遊歩道の整備改修にはどのような問題点があるのか、どのような難しい問題があるのか、その辺を具体的に聞きたいと思えます。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

議員からご質問をいただきました遊歩道につきましては、先ほどもあったんですが、昭和12年に御舟山廻遊道路線として路線認定がされておまして、先ほどもありましたけども、昭和49年度から51年度までの3カ年にわたりまして、県費補助金をいただきまして現在の形に整備改修が行われております。その後、昭和61年に町道御舟山遊覧線という名前に路線名を変更して現在に至っているところでございます。

議員ご指摘の通行どめにつきましては、三所神社の山側のり面からの巨大な落石が多く、その都度除去工事や補修工事を行ってきましてけれども、まず歩行者等の安全を最優先に考えまして、この道路のうち権現崎突堤付近から御舟足湯側の防波堤のつけ根付近までの間、約277メートルの区間を平成19年6月20日から通行どめ規制をしてございます。

通行どめから9年以上たっておりますけれども、当区間を安全に利用していただくためには、莫大な工事費が必要になることから、過去にも道路保全の関係からの補助金事業、また文化財にもなっておりますので、文化財関係の補助金事業も模索しましたけれども、該当するものがなく、改修工事には全て町単独費用で対応しなければならないというところで、現在のところ着手には至っていないということでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

難しいというところは私も理解はしているんです。現場を見ればわかると思います。三所神社の山のこっちの海側の壁です。ずっと崩れて、また崩れそうな岩が目で見てもわかるよ

うな状態になっています。それはよくわかるんですけど、ですからその辺で大々的にあれをいらうとすれば、今課長のほうからも莫大な費用がかかるということもありました。

ですけども、私は、あれは町単独では多分できないだろうと思います。遊歩道のきっかけは県費、町で半分半分でできた遊歩道なんですね。ですからその辺の基本的なところを捉えて、県に働きかける、また国に働きかける、そういう方策はできないものかというところを含めて、現地の調査、この調査は難しい所の調査を今までされたのか、具体的に調査されたのか。それからあの辺は調査だけでは済まない、研究的なところもあろうかと思うんですけども、その辺のところも含めて仔細にわたって調査されているのか、今までそういう取り組みがされたのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今までにも巨大な石が落ちかかっているとかいうふうなことで、現地の調査は詳細というところまでにはならないかもわからないんですが、調査はしております。そういった中で、先ほどご紹介していただきました復旧工事といいますが、維持の工事で、薬剤を使った発破工法で今までにも巨岩を落とした経過もございます。そういったことで、調査はしているんですが、なかなか完璧な復旧という工事には至らないということもございます。

それから県のほうの補助金もないかということで、いろいろと模索はしたんですが、やっぱり維持管理的なものになるので、それから道路も町道に認定しているんですが、車も通らない幅員が2メートル以下の道路でもありまして、国の災害復旧ということも対象にならないということで苦慮しているところでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今の課長の答弁を聞いたら、なかなかこれは難しいなという思いはするんですけども、それで終わっていたのでは、これは白浜の観光にもかなりウエイトを占めると思うんですね。

国や県のお金が難しいというふうな答弁もいただきましたけども、これは補修は補修ですけども、補修じゃなしに大工事になるんです。今現状、三所神社のあの山の上はどうなっているのか。立谷さんに調べてもらったときには、あの上にはまだ崩落してくる大きな岩が際にあるんですということで、報告もいただきました。あの上へ私は登ったことがないのでわかりませんが、だからそういうものも含めてやっていかなければ解決しないだろうと、目に見えているところだけにはいかないのだということも聞いております。

ですからこの辺のところを解決するには、かなりやっぱり町長さんの力が私は要ってくると思うんですね。そこでお聞きするんですけども、町長さんの中にもこういう白浜温泉街活性化構想推進計画という冊子ができております。その中に重点項目として10番のところに海岸線沿いの遊歩道の改修というふうな形でこの冊子ができているんですけども、その辺のところを重点目標として押さえておられる。ですけども、期間としては長期になっているんですね。5年以上の長期になっています。ですからなかなか今の課長からの説明のある中で、難しいからいろいろな問題があるから長期になっているのだということでは理解できると思うんです。ですけども、これは私は白浜には一番大事なところで、遊歩道、町長の構想とし

ては崎の湯からずっと結んで白良浜まで来て、白良浜からずっとまた臨海のほうまで、瀬戸のほうまで結ぶんだという構想をもう練られております。そういう白浜の観光として本当にお客さんが楽しんでもらえる遊歩道、これは私は観光において一番大事だと思うんですね。自然の間を歩いてもらう。そういう意味でこれはほっとけないと思うんですね。

私はもう73歳という敬老の年なんですけど、そういう中で5年10年となると、私の生きている間にできるのかなという心配もありますので、できたらこの思いが私の生きている間に何とかかなえてもらえないかなという思いをぶつけて、町長の意気込みを一遍聞かせてください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町長)

ただいま白良浜から権現崎を経て御舟足湯までの遊歩道の改修整備についてのご質問でございますけれども、先ほどご案内いただきましたように、昨年白浜温泉街活性化構想推進計画の中で、11項目ある重点取り組み施策の1つとして、「海岸線沿い遊歩道の改修、白良浜から権現崎、御舟足湯」ということで計画をしています。現在通行どめにして遊歩道であり、単純に通行どめを解除すれば通ることができるというものではありません。予算面、安全面を含めて、また土地の所有者とか関係機関との協議が必要となることを考えまして、取り組み期間を一旦5年以上ということで長期と定めておるところでございます。

しかしながらやはり、そうはいいましてやはり重点施策の中の1つでございますので、私も何回かそこは調査といいますか自分で歩いたり、特に落石防護するネット、網、これが老朽化しておるといふこともありますし、危険箇所もたくさんございます。外からずっと、円月島に至る県道もそうなんですけど、あそこももうかなり防護ネットが古くなっておりまして、石がかなり落ちてきているという状況が見られますので、そのあたりも含めて何とかいろいろな補助金とかそういったものがないかどうか、もう一度再度調べ上げると同時に、やはりここは何とか観光スポットを、今は点でしかなくなっておりませんが、点を線に結びつきたいということがあって、あるいは面にしていきたいということもありますので、ここは何とか、改修するとなると恐らく概算では3億円ぐらいの費用がかかるんでしょうけれども、そういったことも含めて、もうちょっと工法等を研究して、少なくとも安全面が図られるような対策といいますかそういった改修をしていけたらなど。5年以上かかるというふうには、一応ここにはうたわれておりますけれども、私自身も早く観光という面から一日でも早いこの整備をしていきたいなというふうな思いはございますので、また議員の皆さん、あるいは県、あるいは町の中で検討会議をして、一日も早く方向性を見出していきたいというふうに思っております。

○議 長

3番 古久保君(登壇)

○3 番

町長の気持ちとしては、もう1つ納得できないのは、もう少し積極的にという気持ちはあるんですけども、これに関係する諸団体、民間の団体とか、それからやっぱり県や国との関係はそういうところの難しさはあるのか。その辺の問題点はあるのか、その辺ちょっと聞かせてください。



○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま古久保議員より、関係者との協議等についてのご質問をいただきました。今町長からも答弁がありましたとおり、これは白浜温泉街の活性化構想推進計画の重点取り組み施策の1つということになっております。

また、この地域は、昨年9月に吉野熊野国立公園に編入されたということもあり、まず環境省、国のほうの機関と協議、またお願いをしていかなければならないとされているところです。国のほうに自然環境整備交付金という交付金がありまして、これが国立公園、国立公園に定められた地域が対象となるということを知っております。権現崎の再整備についてはこの地域が国立公園になるということで、この自然環境整備交付金制度を活用できれば一日も早い実現につながっていくのではないかと考えているところです。

そして課題についてもご質問をいただきました。もちろん財政面等々の大きな課題もあるところですが、やはり地権者、関係機関との協議協力ということは避けては通れないと思っております。議員も先ほどから何度か言っておられるとおり、遊歩道にはたくさんの石が落ちていたりとか海に面した場所がありますので、山側からの落石の防護だけでなく台風時には岩が遊歩道部分に打ち上げられるということもありますので、いかに安全性耐久性にすぐれているかという議論もする必要があるのでと考えています。

また、遊歩道の大部分が国指定の天然記念物「白浜の泥岩岩脈」の範囲内に、また三所神社の山が「熊野三所神社の社叢」として県指定の天然記念物に指定されていますので、それぞれの関係省庁と協議を進めて、工法的なことも含めて調査研究した上で、現状変更許可を得て取り組まなければならないというような課題もありますので、これらについては協議していけばクリアできるということになるかと思っております。

先ほど申しあげました交付金等も積極的に活用できるような取り組みということも、これは担当課、観光の周遊コースということではなく、地元の方々も歩いて楽しめる遊歩道と言う位置づけにもなってくると思っておりますので、その辺はいろいろな方々と協議して積極的に取り組んでいければと考えております。

以上です。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今のところでちょっと明るい何が、課長の言葉で出てきたんですけど、私は今政治的には和歌山県はチャンスだと思っておるんですね。といいますのは、やはり自民党の幹事長、二階代議士もおられる。また、大臣が2人も出ておられる。国の中でそういう重大な人がおられる中で、この間も二階さんが新聞にも載っていましたが、地元の取り組み、新聞記事の中で、質問をされている中で、和歌山で具体的にどんな取り組みを考えているかの中で、二階さんは、「地元がみずからテーマを掲げて取り組むことが大事だ」と。「若者、関心のある人がリーダーとなり、死にものぐるいにならないとうまくいかない。そうした取り組みには全力で協力したい」というふうな形で、代議士のトップが言われているんですね。

だから今の段階で、我々地方としても、そういう力を持っておられる方に協力を求めて、

我々の熱意のある姿勢というのが大事だということでは言われていますので、やっぱり町長のトップ的なセールス、官庁街へ行って、東京へ行って何度と何度とお願いしに行くとか、また県庁へ行ってお願いするとか、そういう姿勢が大事だと私は思っておるんです。それは簡単にはいかないだろうと思います。熱意によって人の感情というのは一生懸命やられる熱意によって動かされる、これは我々も今までずっと経験しております。誠意ある熱意によって自分の心が動く、力もつけられる、そういう意味で、私は今ちょっとお願いしているんですけども、町長のその辺のところの意気込みはどうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

私としまして、今議員からご指摘いただきましたように、白浜町にとっても和歌山県にとってもチャンスだというふうには思っておりますし、そのことをよく私のほうにも助言をいただく方もいらっしゃると思います。

その中で今チャンスだということの中で、観光にとっても私は皆さんとともにどういったものを優先して何を白浜町で取り組んでいくのかというふうなことを、いろいろな角度からありますので、それもやはり全て一遍に十把ひとからげにはできませんけれども、一つ一つ精査して、まず観光の面ではこれが一番大事なのだというふうなことを、短期、中期、長期で、今白浜温泉街活性化構想推進計画ができておりますので、その中でやっぱり優先順位を見極めながら、実効性のあるものについて国や県に求めていきたいと、取り組んでもらいたいというふうに思っておりますし、町もその辺は議員の皆さんとともに、関係団体とともにまとめてこれから我々から物を申していくといいますか、国のほうにも県のほうにももっともっと積極的にこれから構想を、事業の推進について協力を求めていくという姿勢が何よりも大事なのだろうというふうに思っております。

○議 長

3番 古久保君(登壇)

○3 番

ありがとうございます。

町長、再選されて、まだかなりの期間が残っております。存分に力を発揮していただいて、本当に白浜の観光のために、また白浜町民のために、またそれによって財政が潤ってくるような施策を積極的に取り組んでいただきたい。

町単で物を考えてもなかなか限度があります。消極的になってきますので、何とか、お金お金と言ったらいやらしいですけども、何かをするためにはお金が大事です。このお金を有意義に使うということで、むだには使わないというところで、これからも積極的にお願いをしたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

終わります。

○議 長

以上で、2点目の長年通行どめになっている権現崎から御舟足湯間遊歩道の改修についての質問は終わりました。

次に、3点目のフィッシャーマンズワープ白浜についての質問を許可します。

3番 古久保君(登壇)

### ○3 番

このフィッシャーマンの問題につきましては、毎回私は言わせていただいています。説明を聞いても納得しないんですね。

先ほど午前中にも丸本議員からも質問がありました。これについても丸本議員が質問をされていましたが、この思いについても、初期投資費用、行政側の姿勢、私は理解できないんですね。だからそういう中で、初期投資費用については聞きたいんですけども、大体丸本さんが質問をされておりましたので、ちょっと関連はしてくるだろうと思いますけど、率直に聞きます。

まず通告しております6月の議会、これに対する当局側からの答弁について、ちょっと理解できないところがありますので、言葉尻を拾ってあら探しでやっているわけじゃないです。理解ができないから聞くのであって、その辺のところをご理解いただいて、答弁していただきたいです。

最初に町長の答弁の中に、町が負担しました2, 230万円、本年3月25日に契約の相手方である和歌山南漁業協同組合と株式会社フィッシャーマンが指定する口座に振り込みました。

そこでお聞きするんですけども、協定書では契約は約束事、先ほど丸本議員の質問の中にもありましたけども、協定書がいつでも変更できるのだと。変更したら法的には何ら関係ないのだと。だから約束事であるので、双方が納得すれば、何ぼでも変更できると。赤字補填も、我々町民的な目線で見れば明らかに赤字補填と見えるものでも、双方が納得すれば協定書の変更をすればできるということ、午前中の答弁の中でありましたけど、その中でお聞きするのが、何ぼ変更するにしても、契約の相手はあくまでも和歌山南漁協なんです。双方、町長と組合が判こを押している。印鑑を押して、公印を押して約束しているんです。その中で初期投資費用というのは、これはどういう理由づけをしようとも、リスク負担においては3年前に契約したときには、これは指定管理者持ちですという協定書になっているんです。ですからこの協定の範囲、効力があつてないようなものなんですけど、その範囲はやはり平成27年度ということで、ことしの3月31日、これが期限だと思うんですね。その期限の間に補正予算で認められた2, 230万円のお金が3月25日と、まだ契約が切れていない時期に振り込んだ、このいきさつですね。

我々は常識的にはやっぱり28年の4月1日、本来なら1日を過ぎて4月に入ってから振り込むべきだと思うんですが、その辺の25日に振り込んだという理由、いきさつ、それを聞かせてください。

### ○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

### ○番 外(町 長)

フィッシャーマンズワープ白浜についてのご質問をいただきました。

この初期投資費用に掛かる町からの負担金につきましては、指定管理の期間というのは何ら関係ないものであると理解をしておりますけれども、なぜ3月25日に支払ったかということにつきましては、この3月25日の支払いは経営の安定を図るには少しでも早い資金繰りができるに越したことはないという判断のもと、町といたしまして、議決後、速やかに支

払えるように取り組みました。

そして議決をいただいた後に支払うことが可能であった支払い日が3月25日であったということでございます。3月15日には和歌山南漁協さんと株式会社フィッシャーマンと町の3者で契約を締結しておりますので、その後の25日に振り込みをさせていただいたということでございますので、経営的なものの安定を図るということで、できるだけ早い振り込みが可能だったということでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

町長の今の答弁から、できるだけ早く経営の安定を図りたい、そういう事情があったから、この2, 230万円はかなり切羽詰まって必要であると。答弁の中に今までの質問の中に、この指定管理者は経営が厳しいという答弁を町長もされ、担当課の課長もされ、そういう中で厳しい中でこの2, 230万円が本当に必要であった。それはよくわかります。必要であったのはわかるんです。

そやけど経営が厳しい。25年度、26年度、赤字です。この2年間で約8,000万円ぐらいの赤字をしている。それで27年度は朝の答弁では黒字になった。だけど黒字になったけども、初期投資と合わせたらかなりの金額になると。だからそのうちの一部、初期投資費用を行政のほうでまかなってやろう、助けてやろう、今の町長の答弁のように経営が厳しいからなるべく早く振り込んでやろう。私らの商売の目から見たら月末の支払いができない。未払金ができない。だから町長のこの2,200万円というお金が必要であったというふうに私は個人的には捉えるんですけども、そういうふうに誤解されても仕方ないような行政側の姿勢なんですね。

この25日に振り込むということ。4月に入ってからじゃなしに協定書を破って、お互いに交わした協定書、約束事を破棄して、こういう行為に移ったというところが、これはちょっと私には理解ができないので、もっと具体的にその辺のところを答弁いただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これにつきましては、再三再四私どものほうからも、今までずっとご質問をいただいた中で回答していると思うんですけども、やはり初期投資の部分につきましては、本来はこの漁業振興施設ができるときに、町として初期投資の部分で備品とか用意しておくべきものでございましたので、そのことがやはり準備できていなかった。指定管理者のほうに負担をさせていたということがございます。ほかの施設につきましても、例えばリヴァージュとかあるいは海来館とか椿はなの湯のこともございますけれども、今まではこれらの施設につきましては、やはり備品や什器類に至るまで、町が購入して指定管理者が使用しておるわけですね。ですからその辺のところとの取り組みが、スタートの時点で食い違いがありましたので、やはりそこはしっかりと、本来はそれをやっておけば経営的にももう少し安定したのかもわかりませんし、今となってはこれは何とも言えませんが、やはりその辺は町として確かにご指摘いただいているように、当初からのつまずきといいますか、やはり少しまずい

点はございました。これは認めておりますし、我々としてもできるだけ早く、今の赤字の解消とかそういったものを軽減してもらうために、今回の予算措置をいただいた中で、議決いただいた中で、2,230万円というのを早く速やかに振り込んで、少しでも経営のほうの中で安定に結びつけていただきたいという思いで、今回の措置に至ったわけでございます。

町民の方々からはそういった理解いただけないご意見もいただいているのは、もう承知しておりますので、そこはもうしっかりと真摯に受けとめて、今後このようなことができるだけないように、町としまして指定管理者のほうにもお願いをして、経営をしっかりと立て直してもらえるようお願いをしておるところでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

丸本議員の質問の中にもありましたけども、協定書は双方納得の上で修正すれば、何度でも変えられるのだということで、答弁されていまして。初期投資費用というのは、これは売買行為ではないかというところまで質問されていまして。私もこれについてはちょっとおかしいなと思うんです。

最初出てきたときには、協議会での説明がありまして、取得価格で約3,000万円近い2,800万円ぐらいの金額で出てきましたね。そんな中で議会の協議会の中で侃侃諤諤と取得金額が2,800万円というのは余りにもおかしいじゃないかと。3年間使って、減価償却をどれだけしているのか、またリースの機械、これもリースがまだ残っているじゃないかと、そういう中で議論が出てきて、最終的に3月の議題として2,612万3,000円か、出てきましたね。そして、一緒になると思いますけども、それで修正動議が出て、2回出て、最終的に落ち着いたのが2,230万円と、そういうようになってきた。

だからやっぱりこれの譲受を受けた備品、器具というのは、もともと取得価格で算定された金額なんです。それが最終的に2,800万円が2,230万円に落ち着いたんです。この金額の差というのは、行政側が単独で譲り受けているんです。それだけ値打ちのあるもの、全てをひっくるめて2,800万円の値打ちのあるものを2,230万円で譲与されているんです。この差額の処理はどうされるのか。これも2,230万円というのは議会で修正動議で出たものです。行政側が値打ちとして出されたものじゃないんです。だからその辺のところ、朝も答弁をされていましてけど、あの答弁には納得いかない。丸本議員と同じ気持ちでございます。その辺のところを再度答弁してください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

けさほどから丸本議員の質問にもお答えしたんですが、丸本議員は備品購入と負担金というようなことの違いの部分を指摘されていたと思います。

それで私どもの答弁としましては、負担金があるのでそういった備品購入といった考えの部分とはちょっと違いますよというふうなことのご答弁をさせていただきました。ただいま古久保議員のほうから2,230万円と当初の2,800万円の差額はというふうにご考えるのかということをお願いをさせていただきます。

確かに備品購入という考え方でございましたら、もともと当初の価格で2,800万円、

これはフィッシャーマンさんが実質上負担していただいているということなんですけど、これについてそれを譲ると、譲るといふ、購入するといふふうなことでしたら当然適正価格は今言ったように恐らく2, 230万円よりもっと低い価格になると思います。そしたらその価格差は損金になるのか、どういった扱いになるのかといふふうなことの扱いにはなっていないんですが、私どもは何度も繰り返しご説明させていただいているように、当初の負担金といふふうなことの経営当初の設備費用の部分を負担金としてどうにか経営の安定ということで、お支払いしたものでございます。

ですから、備品購入になった場合のその差額的なものについては、この考えとは少し違うのかなといふふうに思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

これは議論を双方交わしても平行線をたどるばかりだと思いますので、先に移ります。

町長、議事録の中で、「町は経営が安定するまでの間、運営経費の一部を負担する必要がある」といふふうに答弁されています。

継続的な負担でなく一時的な負担ということで、一時的に一部を負担すると。この辺はずっと負担するのか、継続的に負担するのか、一時的な負担だけで、今回だけの負担であるのか、これも朝のうちらっとそういう答弁をされてましたけど、その辺のところの確認、これはいつまで続くのか、この経営者があそこをやっている間、何かあったら面倒を見ていったらというふうな形で捉えていったらいいのか、その辺のところはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この負担金を支出することになった経緯、経過等については議員もご存じかと思います。

それで当然今回に限ってといふか、電気代な何なりから変わってきた理由といふのも、電気代だったら指定管理料として出すのだったらいつまで負担するのかといふふうなこともご意見をいただく中で、私どももそれやったら指定管理料もなくし、そういったものもなくした上で、ただ経営当初のやつが負担になっているので、これでいふふうなことで支出させていただいたものでございます。

ですから今回の部分で、とりあえず一段落、経営が始まってからの指定管理者との見解の相違であった部分の備品の扱いとか、そういったものはとりあえず一段落したのかなとは思っております。

それで実際、けさほども少し申し上げましたように、27年度は黒字に転じたといふふうなこともございまして、今のところこの夏が終わった限りでも、今シーズンは赤字にはならないのかなといふふうな感じはしております。ですから、今しばらくはこのような今の状態を続けさせていただいて、経営の安定である程度企業体のほうも体力をつけさせていただいたといふふうにご考えてございます。

やはり事業自体は進めていく必要がございますので、例えば指定管理者側が著しく不備により経営が悪化した場合、こういったものは別でございしますが、例えば台風がずっと夏の間来たといふふうなことによつての経営がちょっと成り立たなくなつて、運転資金がといふ

ふうになってきたら、やはりその辺は議会の皆様にもご相談をさせていただくというふうなことが出てくる可能性はございますが、通常の今の天候なり何なり、天変地異なりがない中では、今の状態が続けられるかなというふうには思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

ということは、そういう突発的な事情がない限り、これは今回で終わりだという捉え方でよろしいな。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

結構です。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

そしたら、次ですけども、浮栈橋です。先ほども出ていました。

これは答弁のほうでは本業務の対価として支払う。栈橋清掃だけでなく全体にという形で答弁をされております。この浮栈橋については、業務委託じゃなしに過去3年間というのは管理費の中で管理料として払っているということで答弁をされてますね。全体の対価としての内訳と内容は資料にはないという形で言うておられるらしいのだけでも、その辺のこの浮栈橋の過去3年の総額で、前回も質問しましたが1,065万円かな、何かその辺のところ、これについては清掃作業はしておりませんという答弁をされてますね。実は今は清掃していない。私がこういう資料をもって説明させてもろうた。この資料がなくなっているやないかという質問をさせてもらいました。そしたら、この3年間は浮栈橋は清掃していませんと。私はそのときに、栈橋を見てきたら、ついているじゃないか、藻もついているじゃないかと、掃除できているような状態違うやないかということも質問しました。その中で答弁が、「実は今は清掃していません」と。3年間清掃していなかったというふうな捉え方でよろしいか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

すみません、私の説明の仕方がまずかったのかもわかりません。

たしか私が記憶しておりますのは、3年間指定管理の業務をしてきたと。あれは6月の議会でしたね。それで、6月議会のときに議員さんが、現場を見てきたら汚れているんじゃないかというふうなことを言われていたと思います。それで毎月しているんでしょというふうなことをされていたわけなんですけど、実際に3月に意見もいただきまして、この業務の仕方をどうするかというようなことで、予算委員会の中でも384万円を議決いただく中で、やり方をどうにか考えますというような答弁をあつとき私はさせていただいたと思うんです。

この6月のときにやっていないというのは、3月まではやっているんですけど、4月、5月、6月がやっていないので、当然今は汚れているでしょうというふうなことのご答弁をさ

せていただいたんです。ですからやってないのが前の3年間ということではなしに、この指定管理が切れた後の4月、5月、6月の時点で、その間はやってないということの説明でございます。ちょっとその辺の説明の仕方が私はまずかったのかもわかりませんが、指定管理の間に清掃してないとか、そういったことではございませんので、ご了解をお願いいたします。

○議 長  
3番 古久保君（登壇）

○3 番

その辺は私は誤解していたのかもわかりませんが、ということは、3年間、この資料によって、カキのついたのとか、そういうものはやっていたと、毎月やっていたということですね。

それでまた、丸本議員の質問と同じなんですけど、やっぱり県のほうでは、ここずっと同じように3年間やってない。別に掃除せんならんこともないというふうなことも聞いておられた。だけど我々のところの町が指定管理をお願いしているこの指定管理者は、きちっと真面目に掃除してないということを、私はこの資料によって質問したつもりなんです。毎回、作業状況は、浮棧橋のカキやこけ落とし、水中の清掃業務という、これがずっと毎月一緒なんです。この報告書、実施日報によって、私の聞いているのは、3年間で1,065万円。これをどういう根拠によって、どういう検査によって行政側が支払いしたのか、どういう精査によって支払いしたのかというところが腑に落ちないので、聞いているんですね。これは6月とダブるとは思いますけど、もう1度答弁してください。

○議 長  
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

答弁の場合に、県のほうが掃除をしなくてもよいというふうなことを、今のご質問の中でちょっとふれられたと思うんですけど、県はしなくてもいいんじゃないしに、今の時点ではまだしていないと。ただ、しなくてはいけないというふうなことは認めとる、そういったことではございますので、ご説明させていただいております。

それから、まず浮棧橋のほうですけど、今回は業務委託ということでございますから、これだけの業務をしてくださいというふうなことで、ちゃんと委託にここからここまでの範囲をやってくださいというようなことも説明をさせていただいたと思うんですが、当時は指定管理料として384万円支出してございます。ですから、いろいろな解釈がありまして、相手側からの説明のほうは、浮棧橋のところを算定根拠とした384万円はきっちり浮棧橋のところを使ってくれよと言っているんですが、あくまで384万円というのは建物全体も含めた中での指定管理料でございますので、そういった中でこの浮棧橋の部分の清掃ができていたから、はい、わかりました。支払いますよということではなしに、全ての管理業務をこなしていただいた上での指定管理料ということになっております。

当然古久保議員さんのおっしゃっていただく、この報告書で何がわかるのだということにつきましても、ただその報告書以外にも私どもは実際、今回の場合、3年間の場合は、職員が現場のほうへ一緒に行かせていただいて、それで現場のほうも写真を撮ったり記録をしたりというふうなこともしながら並行させていただいております。ですから書類上残すべき



もの、そういったものの報告というのはいくつかやっぱり細かな部分が欲しかったかなと言う反省点はございますが、決して確認もしないまま、384万円出してきたということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

それについては、もういいんですけども、今回、これについては業務委託ということで、随意契約で見積書だけで、株式会社フィッシャーマンに決定していますね。私は情報公開をさせてもらって見ているんですけど、これについては1社だけの見積書、漁業に關係する業者というのはこの湯崎の業者だけじゃないんですね。白浜には何社か水中清掃できるような業者があると思うんですね。だから特定にこれを公募しないで、随契でフィッシャーマンのあの建物を管理させているのやから優先的にこれをしてもらおうじゃないかというところへは、私はつながらないと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず随意契約ができる理由というのは、今回の場合ですと地方自治法施行令の167条の2のほうの「その性質または目的が競争入札に適しないもの」というふうな解釈で、今回随意契約をさせていただいています。

この湯崎漁協の浮棧橋、それから湾も含めてなんですけど、これは漁業振興施設フィッシャーマンズワープ白浜や浜広場駐車場とともに湯崎漁港の整備事業において整備された施設でございます。この事業の趣旨はそこを通じて地域活性化につなげることにより、白浜観光の拠点となること、さらにはこれらの施設を漁業者の就労の場とすることでありまして、そのことを漁業者を初めとする関係者に説明し、その理解のもと事業を進めてきたという経過がございます。

この事業は、このような湯崎漁港整備事業において整備された浮棧橋とその周辺の海中の清掃をするものであることから、当然そこには漁業者の就労の場となる必要不可欠となります。そうなってきますと、やはり地元湯崎の漁業者という押さえの中で、私どもは地元湯崎地区の漁業者により設立されている株式会社フィッシャーマンと随意契約を行ったものでございます。

実際、そしたらこの部分の適格性といいますかその辺の部分というのはあるんですけど、これはこれまで和歌山南漁業協同組合の指定管理業務の中でも今回お願いしているような方々が実際は担当してございまして、中の勝手もわかっている、全てやっけてきているというふうなことの十分な経験、それから実績を有してございますので、今は業務遂行者として最も適した団体であるということで、見積もりを出していただき、今回随意契約を行ったものでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

随意契約という欄は167条の2というふうな形で説明いただいています。これを何ば読

んでもわからないので、私は理解できないんです。線を引いてもらっている「その性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」というような形になっているのは、これは説明を聞かなんたらわからなんだ。ここでは聞きたくないので行きます。

肝心なところです。随契でされておられるフィッシャーマンの見積書を見てます。今回予算に載っている191万9,000円は、この見積書そのままの金額が載っていますね。これはやっぱり行政側としてあるべき姿じゃないと思うんです。これは何ぼ随契であろうが何しようが、他の見積書、これは参考にしなければ、誰か関連する業者に見積もりをいただく見積もり合わせというものがなければ、この金額というのはきちっと決まっこないと思うんですね。だからこんな見積書をもって、そのままこれで契約するというのは、我々商売人としてはあり得ない。見積書はあくまで見積書、皆商売人は、一般は契約の段階できちっと値段交渉はするんです。行政側は値段交渉はしないのか、もう出してきたらすぐ認めて、判こを押して、仕事をしてもらうというような形になっておるのか。ということでは、何ぼ随契でもそういう行為が必要だと思うんです。随契以外には一般競争、競争入札、そういう入札というのがあるんです。何で入札するかということは、やっぱりきちっとした業者が何社か寄って、値段の競争をするんです。

だから値段の競争というのは、これを認めてしまったら、やっぱり行政とこの業者との関係がここで、余り正常な関係じゃないなというのを私は判断できるんです。ここまで読んでしまったら悪いかもしれないけど、やっぱり見積書が1枚しかない。株式会社フィッシャーマンしかない。まだほかに白浜に業者はおる。やっぱりその辺の業者に見積もりをもらって、潜水士、ダイバーの単価は何ぼ、潜水士の単価は幾ら、潜水器具の借り上げ料は幾らというのが各業者によっては違うはず。だからこういう内容も行政側が何社か見積もりをとれば違ってくると思うんですけども、その辺の見解はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

見積もりをいただいて、そしてちょっと負けてくれないかというようにいわゆる値切りというんですか、そういったものについては、行政のほうについてはやはり見積もりをいただいた中で、それが予算の中で許されるものだったらその見積もりというのは、業者のほうはこの業務にこれだけの金額が要するというで出しているものですから、逆に言うたら、それで負からんのだったらもっと最初から負けておいてくれよというふうなことになると思いますので、余り値切りというのは、例えば予算が足らないとかあったら、どうにかならんかというふうなことはさせていたたくんですけど、余りない例かなと思ってございます。

それでまず当然私どもも、予算をこの業務に対して幾らぐらい行政のほうが見ているのかというふうなことは当然必要になってまいりますので、私どもはやはりこの業務を発注するに当たっては、これまで1人ダイバー4万円とかいろいろ金額の出し方をしていますから、そういったものに基づいてこのぐらいの業務だったらこれだけの金額が要るなというふうな、町のほうでのいわゆる設計書的なものはこしらえてございます。それでその範囲に出していただいた見積もりのほうがおさまってまいりましたので、それだったらこの金額で発注しようかということを出させていたたくところでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

課長、別に値切れとか何とか言うてるのちがう。これは例えば商売人やったら値段交渉をすと言っている。だからそれに見合うものが、やっぱり1社だけの単価では何ぼ行政でもわからない。自分らで積算してると言うてるけど、この積算のもとはどうよ、どういうふうなものによって積算されているのか、やっぱりその辺こういう専門的なところになると何社か参考にもらって、それを参考にして値段を決める、優先的に業者を決めるところの行為に移るのだと普通に私は思うんです。その辺のところは我々町民感情としては理解できない。言うてきたら言うてきたまま、それで午前中の質問の中には384万円の予算の中から半分だけ今回使った。またあと3月までもう1回出てくるだろうと思う。その半分がまた出てくるだろうというふうな答弁もされていまして。だからその辺を、あるだろうという想定で答弁されてました。今は384万円の半分ということで予算どりしている。また後半に出てくるという話をたしかしてたように思う。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺の説明もひょっとしたら私の言葉足らずな部分もあるかも知れませんが、朝のうちお答えさせていただいたのは、まずとりあえず今の私の感想としては、このカキの清掃なり栈橋の清掃は、今の状況だったらこの後せんでも、ひょっとしたら年末までもつのちがうかなという押さえもしています。ただ台風のごみとかいろいろな話をさせていただいたように、いろいろなことが出てまいりますので、その辺はその状況を見ながらしてまいりたいと思いますし、今回の百九十何万円というのも私どもは設計上はやったわけなんですけど、実際業務としてどうやった。それで確かに夏の藻の部分とかこういった部分の清掃とかについても当初の予想より若干少なかったと。これはええことなんですけど、その辺の部分もありますので、次回発注するときにはこの百九十何万円でもう1回というふうなことになるのか、その辺の部分も当然精査しながら進めていかせていただくということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

何が言いたいかというのは、見積書がそのまま契約行為と実績報告書が一覧になって同じ数字が出てくるというのが、我々には理解できないんです。あくまでもこれは見積もりなんです、見積もり。だから行政側できちっと見積もりしています、積算してます。それに基づいてこの見積書と照らし合わせて妥当だというように判断しましたということで答弁をされていますけど、そしたら1回情報公開で当局側の積算資料を一遍またお願いしたいと思います。どういう計算をされて、その見積書も数字がここへ入れられないものか、黒塗りで来ているのやけども、黒塗りでは我々は議員としても精査ができないんです。だからその辺のところもどういう積算をされているのかというところを、我々としても知りたいので、その辺もちょっとあわせて要望したいと思います。

それからこの浮栈橋ですけど、実績報告の中に平成28年6月14日、浮栈橋補修工事と

して216万円、浮棧橋だけで216万円、これはどういう修繕をされたのかわかりませんが、この辺について内容はどうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外 (農林水産課長)

この修繕につきましては、冬場の季節風等によりました波、季節風といいますか低気圧になるのかわかりませんが、そういった3月ぐらいの波の状態によって浮棧橋のジョイント3カ所、それからローラーシャフト1カ所が損傷いたしましたので、それを修繕させていただいたものでございます。

○議 長

3番 古久保君 (登壇)

○3番

3年間ちょっとでたしか浮棧橋はこれで2回目の修繕やと思う。1回目は台風で連結部分がはね上がってたしか修繕をしたと思う。それじゃないんでしょう。たしか2回目でしょう。その辺のところはどうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外 (農林水産課長)

私は2回目という感じではない、もう少し何回も壊れているようなイメージがちょっとあるんですが、ただこれは台風の部分じゃなしに、改めてこの3月に被災したものです。

○議 長

質問の途中ですが、3番古久保議員の質問時間は14時49分でありますので、残り10分弱になります。よろしくお願いします。

3番 古久保君 (登壇)

○3番

余りこれはさわりたくないのやけども、一応この浮棧橋は指定管理の範囲の中に入っている。指定管理として管理する相手が株式会社フィッシャーマン、前は和歌山南漁協、これが管理するというふうになっていたね。その辺は詳しくはここまでの壊れ方についての管理はできないものか。台風が来た、波が荒くなってきたというときの対応はできないものか、その辺はどうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外 (農林水産課長)

今は指定管理の業務じゃなしに、全く株式会社フィッシャーマンの指定管理の業務外でございまして。それで当時からの和歌山南漁業協同組合さんで見ていただいていた3年間、約2年ちょっとなんですけど、この間についてこれが防げるものかどうかというのは全く不可能です。実際のときになったら台風で、浮棧橋が波で堤防より高く上がるんです。これは人の力でどうこう抑えるというのは到底不可能かと思っておりますので、その辺はご理解をお願いいたします。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

たしかこれ浮棧橋のときに、私は言ったように思う。これは大概毎年のように台風が来たら修繕せんならん、維持管理するのは大変やぞと、これは毎回毎回、あんたら、対応せんなんでというようなことを言った覚えがあるのやけども、それが目の当たりに見えてきましたね。これは将来的には浮棧橋はどう対応されるんですか。このまま毎回、災害するたびに200万円、100万円と、修繕費をつくるのか、使うのか、この辺の考え方はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確におっしゃるとおりであるかなと思ってございます。実際今の状況を見ましても、もう私どもも台風が来ないよう祈るばかりの日々を過ごしているというのは実情です。ですから、やはりもう少し突堤を長くするとか根本的な改良、例えば消波ブロックを入れるとか、その辺の部分もしていかなければならないのかなとは思ってございます。

ただどの程度の頻度で壊れているか、その辺の部分との費用対効果とか、見ながらしたいと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今のやつはまた後で詳しく聞きます。

本年2,400万円かけてフィッシャーマンの3階に協議会、資源流通促進協議会を公募して電通がされたと。ことしの夏やられた。この実績と今後どうされるのかというところをちょっと簡単に時間内で。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず今ちょっと3階に2,400万円というふうなことを言われたと思いますが、実際3階に2,400万円というのはあの3階の部分というのは5億2,400万円のうちの一部でございます。

それでこの事業というのは、加速化交付金を利用して、この3月でしたか、ご予算をいただきましてやってきたものでございますが、まず協議会が実施しているのは、水産資源のグローバル化のための多言語化対応事業とか水産資源のブランド化に向けたプロモーション事業、それから水産資源の担い手人材育成事業、情報発信拠点の整備案策定事業について、受託者の視野から提案内容をもとに協議会と協議をしながら現在実施しているところでございます。

それで成果ということでございますが、ほぼハード事業というのが、今やっておりますからこれというのをぱっと申し上げられるんですけど、やはりソフト事業中心の実施ということになってございますので、これがすぐわかるというふうなものではないと思いますが、現時点で各事業の進捗状況をかねてご報告させていただきたいと思っております。

まず主なものでございますが、フィッシャーマンズワークのウェブシステムを改修させて

いただきました。これで7月20日からこれまでのようにホームページで今までは単純に発信していたんですが、例えばこれを受注できるようなシステムを構築しまして、207件を、これまでの電話からシステムで受注するようにしたと聞いてございます。それからまた、読売テレビとか関西テレビ、それからもう1社、3社のテレビ局によりまして、漁師直営の店を番組としてアピールさせていただいたというふうなこともございます。

それからこれが屋上の部分ということになるんですけど、フィッシャーマンズワーフで現在7月15日からエイベックスビーチパラダイスというのを開催してございます。このエイベックスビーチパラダイスというのは、これまで鎌倉市の由比ガ浜で営業され、若者を中心に人気を得ているような店舗なんですけど、小樽とか名古屋、福岡など新たな展開をする中で、現在白浜にもそれを試験的にフィッシャーマンズワーフの屋上で開催していただいております。このエイベックスとは、TRFさんとか安室奈美恵さんとか有名な方々のレコード会社、こういったことで一大勢力を築き上げている企業グループの名称でございまして、これによります湯崎漁港という新しいブランドを全国に発信し、若者に魚を食べてもらうという趣旨で行ってございます。8月5日にはエイベックスの歌手の浜崎あゆみさんがフィッシャーマンズワーフの屋上のほうに来ていただいております。これも結局エイベックスのビーチパラダイスを兼ねて浜崎さんとの縁ができてこちらへ来ていただいたというふうなことの効果で、そのことを本人のブログなどで発信していただきました。これはやはり白浜がよいところで魚がおいしいと、これは国内外に、国内だけじゃなしに国外にも広く発信ができたというふうなことで思っております。

それから鮮魚水揚げライブとしまして、そこでとれた魚をお客さんに見ていただくと。それで釣った魚を食べていただくというふうな、漁業観光の推進に販売をつなげていくというふうな、このような取り組みをしてございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

そこの漁師さんの漁獲高、魚のとれる、あのフィッシャーマンの中で魚がとれている数量なんかはわかりますか。どれだけの魚が水揚げして、旬々でどんな魚が揚がっていて、それが外向きにどれだけ販売できるのかというところがきちっとできているのか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

申しわけありません。そこまでのところはちょっと私どもでは把握できてございません。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

終わります。

○議 長

時間はまだ4分ございますけど、よろしいですか。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

漁獲高、そして将来的に計画されている。この間の説明も聞いたけど、飛行機も利用して、東京とかまた海外にもというふうな形で考えているのだという話もたしか聞きましたね。そんな中で、白浜のその漁業の品物が本当に外向きに販売できるのか。本当にそれだけの値打ちのあるものを、今漁獲されているのか。今築地やとか豊洲で問題になっているけども、ああいう市場があるところへ持って行って、白浜の魚が通用するのか。クエやとかマグロであれば何とか通用するやろうけども、そういうものが本当に持って行って販売するのに、力が出せるのか、その辺のところはどうですか。将来的なところ。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私どもといたしましては、当然南紀の魚、これというのはブランド力もあるし、食べてもおいしいというふうなことはございます。ただやはり、これがそしたら東京へ行って築地市場の魚とどうなのか。これはやはり東京側の人が実際やり取りをしてみて、実際に南紀の魚がおいしいよ、いやこれやったら築地のほうがおいしいよ。その辺の部分というのは今までの実験すらしたことがございませんので、この事業の中でその辺の確認をさせていただき、それが今後につながっていくと。それは例えばフィッシャーマンの魚というのも1つの方法でございますし、当然協議会の中には和歌山南漁業協同組合に入らせていただいておりますから、フィッシャーマンとしてはこの事業の水揚げ量からしたらちょっと苦しいということがあっても、例えば和歌山南漁業協同組合がその事業に取り組むというふうなこともできるかと思っておりますので、そういった部分を含めての実験をただいまさせていただいているところでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

その辺のところは漁協ともきちっと具体的にこれから進めていくと、相談しながら将来的なところを考えていくと。全国的な販売網を広げていくというふうな形で、将来的にフィッシャーマンのあの場所は潤っていくのだと、観光にも寄与するのだというふうなことで捉えていいですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

南漁業協同組合さんが先ほどの東京とかその辺の部分やるかやらないか、これはやはり向こうの判断によるものがございます。ただ私どもの事業の趣旨としましては、当然フィッシャーマンズワープを核といたしまして南紀の魚を全国、国内外にも発信していくという趣旨でやってございますので、そういったことで私どもはその事業を進めてやってまいる所存でございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

そしたらフィッシャーマン、これはもう行政側としても手を切っても切れない場所である

と、これからも本当に白浜のメインとして繁栄してもらわな困るという思いはあるのだろうと思うんですけど、それによってやっぱり経営者の姿勢というのは、これは毎回言っているんですけど、経営者の姿勢がそこに受け入れてもらっているのか。ずっとそういう行政側の気持ち、我々の議会としての気持ちが伝わっておるのか、その辺のところは心配するところです。これから先、何回かこういうふうな経費が入っていく、お金をつぎ込んでいくというのが見えるのか。これがもう今回も2,400万円というような予算化されて、今年度の夏にされましたけど、そういうことで、その辺のところを一番我々は関心を持っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。ありがとうございました。

#### ○議 長

以上をもって、3番古久保君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 14時49分 再開 14時58分)

#### ○議 長

再開します。

12番玉置君の一般質問を許可します。玉置君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の水道送配水管の耐震化についての質問を許可します。

12番 玉置君(登壇)

#### ○12 番

水道の耐震化についての質問をさせていただきます。

この質問については、以前より白浜空港で防災訓練をしたときに、以前からさせていただいております。まず、町長にお伺ひしたいのは、断水した場合、どれだけの被害があったか。どれだけのどういう状況に陥ったかというのを、以前の、例えば神戸大震災とか東北大震災、そういうところの資料をもって見習いましたか。

#### ○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

#### ○番 外(町 長)

玉置議員から水道の送配水管の耐震化等について、過去に起きました阪神淡路大震災、あるいは東日本大震災の教訓としてそういったことの資料とかいろいろなデータを見習ったかというご質問でございます。結論から申し上げますと、やはり具体的にまだ比較とかいろいろな検証はしてございませんので、これからという部分もでございます。しかしながら、現状の取り組みということで、後ほどまた担当課長より説明させますけれども、まず今の町の置かれている現状と申しますかそれをお話したいと思ひます。

当町におきましても、水道施設の耐震化にはやはり長い年月と相当な投資が必要となるというふうに認識をしております。重要な施設から順位を設定して計画的に進めているところでございますけれども、やはり地震に強い水道を目指して、水道施設、あるいは管路の耐震化の促進に向けた取り組みを推進しなければいけないというふうには思っております。

現状、日本の上水道の普及率は97%を超えているということで、住民生活や社会経済活動には不可欠な重要なライフラインとなっております。そのために、地震などの自然災害、



水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保、あるいは重要施設等への給水の確保、さらには被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保等が不可欠でございます。

厚生労働省のほうでも既存の水道施設の耐震化に関しましては、「災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置づけられている施設に配水する管路については優先的に耐震化を進める」としております。重要給水施設の耐震化を優先して推進することが掲げられておりますので、町といたしましても、過去のそういった自然災害、あるいは大きな震災に倣って学ぶことも多々あると思いますので、今後、阪神淡路大震災ですとか東日本大震災、あるいは熊本地方を震源とする地震等のそういった状況、あるいは被害の内容をもう少し掘り下げて研究して、この白浜町ではどういった対策が急務なのか、こういったことをやはりいち早く検討していかなければならないというふうに考えてございます。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

今、厚生労働省からの重要な地点についての町長からの現況がございました。

今、ここに水道課から出していただいた資料に重要給水施設一覧というのがあって、44カ所あるわけです。先日、はまゆう病院の院長先生方といろいろ何か問題がないかということで議員が出席して、町長も出席なさって懇談でいろいろなことを話し合った中で、私がお聞きしたのは、「断水したらどうするんですか」ということをお聞きしました。「断水すると、あの建物は震災で残ったとしても、中は機能がほとんど低下する」と、こういうお話だったですね。確かに阪神淡路大震災の後も病院施設で2つの病院だけが断水しなかった。断水したらどうなるか、ここに書いているんですよ。断水したら、透析の患者が大量に水が要るらしいんですね。透析ができなくなるんです。そして手術の器材が、洗浄する水がないんです。

私が一番先に思ったのは、例えば病院施設は、飲み水は確保できても生活配水がないと、例えばトイレであるとかああいうところをきれいにできないから、衛生管理上まずいなど、ここぐらいしか思ってなかったんです。ところが病院の機能が全く停止する可能性がある。手術室の温度管理も、当時阪神大震災のとき、水冷の管理システムだったので、手術室が5度か6度しか温度が上がらない。あのときは1月17日ですね。ですから、寒いから、裸にして手術するのに、温度が上がらないから患者さんを手術できないんです。そして透析はできないでしょう。レントゲンを撮るときにもレントゲンの機械が動かないんです。というふうにここに書いているんです。現実そういうふうになったと。

じゃあそれならはまゆう病院をどうするんですかと、こういう話になりますね。ここに1つこう書いているんです。阪神大震災は4週間で一応復旧するという見込みを立てました。これは平成7年の7月にその耐震化基本計画というのを震災の後に立てたんです。ここにいろいろ書いているんです。「4週間でやる予定が10週間かかった」。当時の阪神大震災は、地域が狭いから、全国各地から助っ人が来ました。これは、白浜町からも行っているはずで、濱口課長は行っていました。白浜町からも助けに行っている。しかしながら、がれきが多くて復旧に4週間どころか10週間かかった。その間どうしたか。病院の話だけを取り上

げてあれですけども、20リットル入りの容器を持って、給排水池まで行ったというんです、水をくみに病院の職員が、水が来ないから。それでも1人当たり2リットルしか使えないという状況が続いたんですね。これは今現在、白浜町はオレンジ配水池から、この近くだったらそうですけども、計画としてもせめてはまゆう病院だけでも助けるんだ、せめて西富田小学校のところだけでも助けるんだという1つの基本計画のもとに何というんですか、耐震化を計画なさっておりますか。まずは町長の頭の中にはそれはあるんでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、これは先般、6月の第2回定例会の一般質問でも玉置議員からこの水道管についての耐震化を急ぐべきではないかということで、送水管の耐震化をするべきではないかというご質問をいただいております。そのときにもお答えしておりますけれども、やはり東日本大震災の発生からもう5年がたち、先ほど申し上げたような熊本地震を踏まえて、今後、東海、東南海、南海地震、あるいはこの南海トラフの巨大地震の発生が危惧されてきている中で、やはり大規模災害の懸念があります。その中でそういった災害時の関係者の連携、それから水道事業に携わる危機管理、この重要性はさらに増しているというふうに認識しております。

特にやはり水道施設の耐震化というのは命の水の確保につながりますので、当然その対策は急務であると思っております。

今現在、白浜町としましては、町内の、これもまた後ほど担当課から案内があるかもしれませんが、町内の水道管の管路の延長が約284キロメートルございます。耐用年数の40年で全ての管路を更新することはなかなか不可能でございますけれども、1年間に約7キロメートルの管路の更新工事をしなければならない。毎年概算ですけれども7億円ぐらいの費用が必要となるというふうに私どもでは試算しております。現在は水道管路の全体の耐震化というところでは、なかなか一気には難しいんですけれども、年間約1億円程度の投資を行って、耐震性のある水道管に布設がえ工事を今現在行っているところでございます。

今後も、やはりはまゆう病院だけではないと思うんですが、今ご提案いただいているようなはまゆう病院はじゃあ実際どうなのかと。そこが機能するのかということも、やはりこれからは少し研究して、実態調査をしまして、そのところ、やはり病院というのは非常に機能を果たせなかったら意味がございませんので、今の話を伺った中では、最優先的な施設だろうなというふうに思っておりますので、そのはまゆう病院は、私は町長であると同時に理事長でございますので、病院関係者の役員さんとも話し合いをして、今後、どういった対策がとれるのか、どういうことをすればこの水道の水が確保できるのかということ、今申し上げていただいたような、詳しいことをもっと掘り下げて今後耐震化に努めてまいりたいというように考えますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長

12番 玉置君(登壇)

○12 番

大変いいご返事をいただいたんです。

ここに出していただいている資料では、はまゆう病院は避難地じゃないらしいんです。と

ころが、今、はまゆう病院でも、はまゆう病院のこの前の懇談でも、DMAT等、いわゆる震災を受けて災害を受けて足を折った、手を折った、切れた、そういう方が皆こちらへ、はまゆう病院に運び込まれてくるんです。そのときに、基本中の基本の水がないということが、大問題です。手術もできない、レントゲンも撮れない、透析患者さんはもうあそこで透析をやっているかどうか知りませんが、透析患者さんは命にかかわる問題になってくる。透析できない。

じゃあほな、私の言いたいのは、確かに耐震化についてはお金もかかる。時間もかかる。じゃあ、その間、今まさしく町長の時代に大震災が起こるか起こらないかは私もわかりません。本当にもっと先かもわからないし、今すぐ起こるかもしれない。けれどもそれは考えていただいとかなあかんのは、じゃあどうやって、今起こったら水はどうするんだよと。耐震化できてないときに起こったら、どう対応するんですかということを考えてほしいんです。

神戸の病院では、支援物資の中に500キログラム、1トンの半分の桶というんですか、タンクというんですか、それを支援してくれたので、それを持って病院側が水をくみに行ったというんです。そうですよね。今白浜町で、この給排水でタンクが、白浜町全部を合わせても9トンしかないんです。正確に言うと日置も合わせて9.4トンしかない。はまゆう病院は1日に、あの2棟で100トン使うんですよ。こんなもの、間に合わんのはわかっているじゃないですか。私もそのときに質問したのは、載っていると思うんですけど、オレンジ配水池から空港までは非常に近いから、そこだけでも耐震化を急いでくださいと言ったんです。明確な返事は別になかったんですが、なぜかという、あそこに物資はたくさん、ヘリコプターやオスプレイやいろいろな助けに来てくれるでしょう。物を置いていくでしょう。しかし、あそこにたくさんの人が逃げ込んできて、そしてたくさんの人が応援に来てくれるんです。そのときに生活配水がないんです。生活の水が。飲み水は備蓄できても、生活する水がない。神戸のときに私の友達が助けに行ったときに避難場所のところに行ったらいいんですけど、排せつ物が山と積まれておった。それが頭の中にこびりついて離れないと。これはいかにも汚い話なんですけど、それは水がないと流せないですよ。きれいにできません。

病院で手術する、メスやとか器材が血で汚れます。それを洗浄する水がないとここに書いてある。だから、何が言いたいのかということ、今もし、はまゆう病院までに、耐震化が予算の面、時間の面で相当時間がかかるのだったら、代替案を考えなさい、考えてくださいということを行っているんです。

耐震化を急ぐのは当たり前、当然の話ですけども、そしてもう1点、予算のことですけども、国土強靱化法等いろいろな、何というんですか、大震災特措法というんですか、その法律も別にあるわけです。国土強靱化法もあるわけです。これはもう総務といろいろ話をしながらそれを予算としてとるとというのは大変難しいらしいんですけど、危機管理室がその予算をとるとしても非常に難しい。けれども、そういうことを抱き合わせながら、水道に対して耐震化、送水管の耐震化に向けてそういう予算も頭の中に入れながら、それを今行動して、とる行動をしていないから私は心配なんです。

耐震化できんのやったら、20リットルの代替のポリ袋を、ポリの容器を、はまゆう病院に100個も200個も贈呈したらどうですか。それであれというのだったら、このタンクのやつを、はまゆう病院に先に寄附しておくか。そのときが来たらこれを利用してくれと、そして水で、その後ははまゆう病院個人で考えてくれと先に言うておいたらどうですか。そ

んな話し合いも全くないでしょう。

例えばの話ですけど、はまゆう病院にああいう何というかFRPというんですか、船の材料になるようなああいうやつが、大きな桶を、まあ言うたら貯水をしておくとか、それは耐震化ができるまでの間はそういうふうに水をためてそれでいざというときには使ってねというような、その代替案を、今町長が考えて、水道課の方、そしてまたはまゆう病院の方にも、こうだからこうだよという1つの指示を出しといたただかなんたら、いざというときに間に合いません。何というんですか、具体的なお考えをちょっと聞かせてほしいんです。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

今はまゆう病院で断水が起こった場合の水道の対応をどのように考えておられますかという質問が1つありましたので、私のほうから答えさせていただきます。

水道水断水時の上下水道課の対応についてでございますが、災害が発生し、断水等が生じた場合には、水道管復旧に向けての漏水補修工事を行うことが喫緊の課題となります。ただ、大きな災害の場合には水道の復旧見通しがすぐにはたたないことから、給水車による応急給水を行うこととなります。給水車による応急給水は、まずは優先順位等を明らかにし、災害時の拠点病院、医療施設、指定避難所、社会福祉施設等に順次給水を行うこととしております。

また、大きな災害が発生した場合には、被災した町の給水対応だけではカバーできないことは議員さんもお承知のとおり、過去の事例から見ても明らかでございます。このような場合には、水道の災害時の応援協定等を結んでおりますので、他の市町村からの応援をいただいて、応急給水活動を行うことになるかと考えております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

説明ありがとうございます。

ところが、この今の説明で、やはり根本的に抜かっているところは、よそからの応援があると思いますか。阪神大震災は、あそこの少ないエリアだったですね。今度は、一気に起こるかどうかわかりませんが、四国から紀伊半島、名古屋、静岡、東京、これは何万人住んでいるかご存じですか。私は14年ほど前に静岡に視察に行って耐震化のことを勉強した覚えがあるんですが、当時、もし地震が起こったら静岡県で100万人の帰宅困難者、弁当を百万食用意できているけれども、それでも100万足らんと、弁当というのは1食分かどうかかわかりませんが、そのようにおっしゃっていました。というのは、物すごい広範囲にいろいろなところが被災するわけです。そんなときによそからの応援なんて来ると思いませんか。これは孤立しますよ。そのときに、孤立したと考えると、事業を進めていただくほうがええのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外（上下水道課長）

大きな災害が発生した場合の対応の1つだと思うんですけども、私は危機管理室におりま

したけども、総務課がそれぞれ避難所等に備蓄等をしております。今私は水道施設におりますので、水道施設に関して言えば、前回の一般質問でお答えさせていただいたと思うんですけど、白浜町には何カ所か緊急遮断弁という装置をつけておりまして、大きな地震が発生した場合など震度が5弱か強ぐらいが揺ったときに緊急遮断弁という遮断装置が落ちて、遮断して、各配水池、大浦配水池、平草原配水池等々5カ所ありますけど、そこで一旦水道が遮断されます。そこに水道のタンクがわりになって配水池になります。孤立した場合なので仮定の話なんですけども、町が備えている給水車がそこに行って、そこに水を加える。今言ったはまゆう病院さんに、本当に病院が必要であれば、そちらのほうに回っていくと、こういった回転をするしかないかなと、今のところは考えております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

ありがとうございます。

ただ白浜町全体で9.4トンしかないんです。それを45カ所、避難重要地点、重要給水施設一覧の44カ所に割り振ったら、1カ所どれぐらいですか。じゃあ、例えばここに西富田小学校もあります。西富田小学校のプールに、プールの水を生活配水に使えるように、そういう発想もあるんでしょう。だからそこに例えば今白浜町の持つておる、普通の汚い水でも飲料水にできる機械というのが1台座っていますね。例えばあれをそういうプールのところに持つて行って、そこにタンクを持つてきて給水すると、こういうふうなことは考えられるわけです。しかし1カ所では絶対足りないです。

起こったときは、このエリアはどこか給水でどれだけのものをしてやる。じゃあ、桶はどれぐらい要るのだ。こういうところはこのタンクを利用したらこれだけいけるから、じゃあポリバケツが幾つ要るのだと。それぐらい細かい1つのシミュレーションが頭の中で考えるだけですけど、一旦起こってしまうと、それはまだ足らんところもあると思います。しかし、そこまではやっぱり考えておいていただかなんたら、災害というのは起こらんほうがええんですけれども、起こってからあわててもこれは町長、間に合いません。いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

もうおっしゃるとおりでございます。

やはり備えあれば憂いなしでございますし、起こってからではもう遅いということは当然我々の中でもわかっておりますので、かといってまだ協議が、やはり特に病院で言いますと白浜はまゆう病院、あるいは診療所等の中での協議とかいろいろな対策についての話し合いというのはまだ進んでおりません。これはもう正直申し上げて事実ではございますので、これからだと思えます。

新本館につきましてはもう耐震化できておりますし、建物自身は別館も耐震がございまして、それでもやはり今心配しているのは、水道が送水管とかあるいは基幹管路と言われている導水管とか送水管、あるいは配水の本管、これがもし何らかの形で大規模災害のときに壊れてしまうということが一番危惧されますので、この水道管の耐震化というのは建物などのまた補強する耐震化とは異なりまして、やっぱり大地震でも壊れない種類の水道管に入れかえる

ことなんです。ですから今のもう老朽化している水道管をやはりかえていかなければいけないと、こういうふうな非常に大きな費用とそれから年月のかかる、時間のかかることでございますので、やはり計画的にやっていかなければいけないんですけども、それでも追いつくかどうかというのはまだ何年後に来るかもわからない地震を、そういった大規模災害を想定しますと、やはり不安でもあるし、当然これは一日も早くそういうことに手をつけていかなければいけない。その中でもやはり優先的にはまゆう病院の中でそういうふうな機能が麻痺することのないように、これから病院側と私も含めて議員の皆様とも情報を共有しながら積極的に働きかけて、訓練もそうですけれども、いろいろな訓練以外の部分でまずどういった課題があるかということを経験して、シミュレーションしながら過去の災害に学んでやっていかないといけないというふうには思っております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

ぜひ、これについて、危機感を持って取り組んでいただきたい、このように思います。

まず私もまだ生ぬるかったですけども、こんなに病院だけで、こんなに水がないことによって問題が起こるとは、もう想像してませんでした。神戸から資料をいただいて、やっと水道課からも資料をいただいて、こんな問題があつてんな、これはもうはよ取り組まなアカんと。ぜひ町長のほうから、耐震化というのは今すぐやって、今すぐ予算の問題もあるから、じゃあ、できんのやったら、ひとつ代替案を考えましょう。こういうことの取り組みで、今後、早急にお願ひできんかなと、このように思います。

よろしくと言うたら悪いんですけども、よろしくお願ひしときます。

それではこれについて終わります。

○議 長

以上で、1点目の水道送配水管の耐震化についての質問は終わりました。

次に、2点目の観光活性化についての質問を許可します。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

毎回毎回観光活性化でお聞きして申し訳ないんですけども、新聞にことし白良浜に59万何ぼという数字が出ておりました。観光課長のお話も載っておったかな、はっきり読んでないのやけども、天気もよかったからということだったです。そやけど59万人は前年度比少しプラスだというふうに書いてたんですけども、ああ白良浜で呼べる人数というのは現状ではもうこれが限界なのかなというふうには私は感じました。

それで、その前に、田辺湾でイルカを飼うて海水浴に誘致するという事業が、8万人と書いてあったかな。それくらいの数字で、前年度よりちょっと3,000人ほど落ちたとか、2,000人ほど落ちたとか、こういうふうな記事がありました。私は田辺でイルカが飼われる前から、立谷町政のときから、白良浜でイルカを飼うたれよという話をしたことがあったんですけども、現状の白良浜で現状のことをしていたら、どんなに天気がよくても60万人だったよと、こういうことでしょうね。以前80万人来ていたこともあったと、20万人落ちていると、こういう状況をどのように考えておるか。仕方ないんやよと、もう青い海、白い砂、いろいろなイベントもやっているけど、客が来んのは仕方ないやんかと、そのよう

に思っているかどうか、町長、どのような感想をお持ちなのか。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井瀬君

○番 外（町 長）

ことしの夏の白良浜等の海水浴場の数字はまだ出たばかりなんですけども、今玉置議員からご案内いただいたように、白良浜では59万人ということで、60万人を割っている。トータルでは白良浜全域では62万人ほどだというふうに報道させていただいていると思うんですけども、やはりことしは夏の、特に8月は遊泳禁止が1日しかなかったということもあって、大変天候に恵まれましたので、若干心配したんですけど、何とか7月の落ち込みを少し8月で取り返したといいますか、駐車場につきましても、周辺の駐車場も7月はわりと満車になる日が少なかったんですが、8月になってお天気のおかげで8月は前年対比でプラスになったというふうには聞いております。これは観光協会と商工会の運営している駐車場についてでございますが、もう概数でございます。

それでもやはり、昨今よく言われているのが、若者の海水浴離れというのが全国的に進んでおります。これはもう若者が汚れるとか汚くなるとか、あるいは日焼けするとかそういったものに少し嫌がる傾向がございます、そういう傾向が全国的にもございます。白良浜でもそういった部分はあるとは思いますが、今回は天候に恵まれたおかげで何とか前年対比、それほど減少せずに、プラスになったというふうに思っております。

しかしながら、これでやはり満足していただかないかと思えます。それは何かといいますと、いろいろところで取り上げられておりますけれども、やはり浜での今の状況を考えますと、どうしても海水浴をするだけ、日に焼くだけではなかなかお客さんを呼べないのではないかなと思っております。例えば家族連れのお客さんに対してどういうふうなサービスをするか、今まさに扇ヶ浜でやっているような取り組み、あるいはほかにも各地で、例えば滑り台を置いてそのスライドで遊べるような施設をつくったり、そういったこともあるでしょうし、白良浜の中では安心・安全ということ言えば、今はなかなか海のアクティビティを取り入れられていない部分があるんですけども、その辺もすみ分けができるのであれば、そういうふうなマリンスポーツをもう少し充実させるとか、そういったことで、もう少し新たなお客さんを開拓していくといいますか、そういったものもこれから視野に入れて、いろいろな部分で白良浜周辺だけじゃなくて、臨海、江津良、それから椿の海水浴場、この辺も富田の浜も含めて、ここはまだまだ改善できる部分、余地はあるのではないかなというふうに思っております。

ですから花火大会があつて、毎年恒例のいろいろなイベントはあるんですけども、埋蔵金探しもありますけれども、それはそれでもう1度中身を見直しながら、できることはつけ加えて、お客さんに来てもらえるような仕掛けづくりをこれからはしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

全くおっしゃるとおり。おっしゃるとおりという言い方はおかしいですけど。

ですからそれについてその危機感を持っていただいて、そして検討していただく。もんでいただく。お話し合いをしていただく。いろいろな関係機関と、または現場と、どういう方法があるやろ、どうすればいいやろ、話を持ちかけていって、それによって例えば別の事業を仮にするとして、それもしやすいように考えていく。そういう場をもうちょっと庁内ででも前向きに話し合っていて、危機感を持って対応していただきたい。海水浴は来年の話ですけど、これは来年の話ではなくて、今、考えていかなんだら間に合いませんから。冬場に海水浴のことを考えていただくような、ひとつ海水浴だけに限れば、それはそういうふうにしていただきたいなど。それは町長がアイデアを出すとかそういうことでなくても、観光課長を初め職員がいろいろな中でそういう話をして、どうやったら人を満足させるように人がふえるか。

海水浴客離れというのは、これはもう私は10年前に言うてます。本当に。議事録を見てもろたらわかりますけど、もう海水浴離れはもう既にその当時から始まっているんです。だからそれをまず庁内で、今後その危機感を持っていただいたのであれば、何もしなかったら絶対に落ちていくと思います。ひとつよろしくお願ひしときます。

観光活性と一口で言うてもなかなか難しいんですけども、私は、町長の役割としましては、やはり未来を語っていただく。どういう未来なのかというのは、過去いろいろな意見が出てくるでしょうけども、やはり発展した白浜の未来を語っていただく。

どうしたらええんよという話になるんですけども、これもやはり検証していただいて、今まで白浜町の宣伝1つをとってみても、今はDMOですか、そういうところに予算をいただいております。今までもそういったエージェントなりそういうプロと言われているような人の話を聞いて、実行してきたところもあると思うんです。宣伝1つをとってみても、私はこの前ある同僚議員のお話を聞いている中で、同僚議員は、もうそれに取り組んでいるよという話だったんですが、1つ、別の方と話をしたときに、中国人の特性ってわかりますかと問いかげられたんです。私どもは全然知りませんので、今、インバウンドで中国人が日本に訪れる機会がたくさんある。町長もよくお話しのように、インバウンドをもっとふやすんやと。今、現実的にLCCをどうするかというような話もある中で、インバウンドをどうふやすんだ。そしてまた、インバウンドの、まあ言うたら使ってくれるお金をもっとふやす方法はないのか、こういうことですね。人さえ来ればええというものじゃないです。300万人来ても、今までより人がお金を使わなんよになったら経済は落ちます。じゃ、ほな中国人の特性って何と聞いたんです。僕が聞いたというより向こうが勝手にしゃべったんですけど、中国人というのはまずもって、知らないところには行かない。その方は中国通なんですね。知らない所へ行かない。そして、知らない物は買わない。その知るといことは、例えばクチコミで知ったとか、例えばインターネットで調べたら情報として知ったとか、そういうことをその知り方の問題じゃなしに、知らない物には金は使わないらしいです。

まず中国から日本に渡ってくるときに、先に自分がエージェントとしてどこへ行きたい、何を買いたいということをまず検索するらしいです。ということは、宣伝1つをとっても、関空で中国人相手に宣伝をしても、白浜町へ来たお客様に中国人相手に宣伝をしても、これはむだやということになる。まず来る前に知っというもらわんだら、白浜に来ない。まず白浜町へ来たなら欲しい物がこれだけあるのやということを、まず通知しとかんだら買わない。



では、もうちょっと宣伝1つとっても、じゃあもっと香港なり上海なり、地元には白浜町が直接宣伝を打っていく、それは想像から言うたら手術で言うたら患部へ直接注射をするような感じですかね。ああなるほどなど、こういうふうには聞いていたんです。早速そういう取り組みもせなあかんと思うたら、同僚議員が、まさしく今やってるねんと。ああ、そうですか。それはもう頑張ってくださいねとは言いましたけれども、我々はそういう部分ではおこなっているんですけれども、全て、私はそのことを全然知らなかったの、驚きだったんです。じゃあこれは何とかせんらん。そういう1つの戦略的な考え方。

だから町長にはまずいろいろな情報を知っていた上で、戦略的にどうするかということ、考えていただかなあかん。まず情報を知ってもらうということ。それにはより多くの人とそういう話をさせていただいて、前向きにそういうことに取り組んでいただかなあかんと思うんです。

そして、1つ言えることは、やっぱり分析です。中国人はこんな性質やねんど分析しとるから、熱があるさかい、風邪を引いたのか別の、それは風邪かというて風邪薬をくれたっていつも治らんよと、診立てが違うんですね。だからある意味診立てをはっきりするために、いろいろなところを検証せなあかん。まずお聞きしたいのは、白良浜も含めてですけども、今後町長自身がそういう1つの検証に加わっていただいて、積極的に旗を振っていただけるかどうか、どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

私も何回も申し上げておりますけれども、この白浜町は、やはり恵まれたこんないいところはないというふうに思っておりますし、まず温泉があつてしかも熊野古道という世界遺産があつて、南紀熊野ジオパーク、ジオサイトがあつて、そしてまた吉野熊野国立公園に拡大された、編入された地域でございますので、こういう恵まれた観光地というのは日本全国広しといえどもそんなはないというふうには自負しておりますし、そのあたりは地元の皆さんも町民の皆さんもわかっていると思います。

ただ発信ということ言えば、いかに情報が発信できているかということ、まだまだ私はこれからだと思っております。この発信の仕方もやはり今までと同じような旧態依然の紙ベースの情報発信だけじゃなくて、いろいろなウェブとか、いろいろなメディアを使って発信、それから今、ホームページとかいろいろな外国とのインターネットを使った発信、これも今やっております。そういうことによって、外国の人たちにもこの白浜というのをアピールできると思いますし、ここ数カ月間に、私は韓国とかいろいろなところに行きましたけれども、ベトナムもこの前行ってまいりましたが、やはりその中で和歌山県白浜というところがまだまだなかなか認識されてないといえますか、知られてない部分がたくさんございました。韓国に行ったときもあるいは向こうの韓国の旅行会社が知らない。韓国の観光協会の方々が白浜に来たことがないと。あるいは航空会社のトップが来たことがないと。関空へ来て、大阪とか京都とか奈良とかは行ってるけれども、白浜、和歌山に来たことがないということから、やはり始めなければいけないと思っております。

そういう意味では、これから、白浜には崎の湯という財産があるわけです。これはもう東京からのお客さんもそうですけれども、やはり外国人が今非常にふえているんです。もうほ

とんどの方が外国人と言ってもいいぐらい、これはやっております。それはそれで非常に私はここにしかないもの、オンリーワンの部分でございますので、もっともっとアピールすれば、まだまだこれから活性化できるのではないかなと思っております。

やはり一番感じるのは、民間の方々も非常に物すごく積極的にイベントを催してもらったり、去年ぐらいからそういった傾向がありまして、民間の方々がやっぱり元気がなかったらその町は幾ら行政だけが頑張ってもあかんと思っておりますので、観光協会、旅館組合、商工会はもちろんのことですけれども、民間の方々が今まで随分と、町に対してもいろいろなアイデア、知恵をいただいております。その部分で言えば、今回、この秋に行われるレッドブル主催の世界の大会でありますクリフダイビング大会もその1つだと思うんですね。民間の方々からオファーがあつて、それによって町が乗ったということでございますし、もっと前にさかのぼれば、第3回をことし行いました南紀白浜トライアスロン大会、これも民間の方々がどうかということで町に進言いただいて、それに対して提案に町が応えたということでございます。ほかに、ことし4月29日に行われた白浜ソングの贈呈式ですとか、5月3日からの泡ビーチ、泡食のイベントも、民間の方々からの発想なんですね。だからそういうことも我々はもっと取り込んでいかないといけませんし、情報発信という意味ではやはり国内外に、世界に誇れる観光リゾート白浜をもっとアピールしていけば、まだまだ私は世界と交流できるまち白浜町でございますし、世界とこれからもっともっと対峙していけば、特に中国、韓国というような近隣の国とは仲よくしながら、観光という側面から切り口がたくさんございますので、お客さんを呼び込めるのではないかなというふうな思いは強くしております。

## ○議 長

12番 玉置君（登壇）

## ○12 番

温泉はかなり人気があるということですね。

1つ町長にお聞きしたいのやけども、私は崎の湯があるでしょう。あれ、ある方と話をしとったら、公衆浴場であるから、積極的ないろいろな観光として売りにくいと。公衆浴場やからね。崎の湯を公衆浴場から離して、そこにしかない、崎の湯を売り出す、売ったらどうでしょうかというようなのを聞いて、ははあ、なるほどなど。どういうことかということ、例えば場所的にはここにしかないんです。場所軸で言うとそこしかない。時間軸で言うと、夕日の落ちる時間というのは、今だったら4時半か5時半か、その間ですね。その1時間しかないわけです。夕日を眺めながらお風呂に入る。それは貸し切り風呂だと。公衆浴場だったら貸し切りにできんから、貸し切り風呂だと。これは1つの発想というか夢物語ですけど、夕日を見やる間、何々様ご一家に1時間無料提供いたしますというような、そしたら場所軸と時間軸が1つの宣伝になるかなと思ったり、いろいろするんですけども、ただ、もう1つ牟婁の湯が、駐車場の問題と景色の問題で、やはりちょっと弱いなということですね。私はそう思うんです。

温泉として売るならば、これも夢物語みたいな話かもしれませんが、私どもは小さいころから見ているから、あのトンネルがあるのは当たり前で、あそこにトンネルがあるのに僕は全然違和感がないんです。でも、あれはなかつてもええんです。あそこにトンネルがなかつても、何も問題ない。こっちへオーシャンビューのほうに風呂をぽんと近づけたった

ら、まず窓がオーシャンビューになります。駐車場がこっち側にできるとか、今のハードでは、温泉のハードでお客様を喜んでいただくとするのには少し限界があるかなと、こういうふうに思っておりますが、町長はどうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

白浜町内の公衆浴場につきましても、今庁内でもいろいろの議論をしておりますけれども、やはりプラスになっているといいますか黒字になっているのは崎の湯だけでございまして、あとの牟婁の湯とか白良湯はなかなか厳しい状況でございまして。それはなぜかといいますか、やはり施設がかなり老朽化していて、いろいろなことと言えば、中が古くなっているとかシャワーとかそういった機能していないとかいろいろな理由があるんですけども、やはりそこにお客さんに来ていただいて本当に満足してもらえるような状況になってないのではないかなというふうに思っております。

そこでどんなことができるかといったら、やはり改修すればそれで済むということにもならないのかなと。だから今崎の湯というのは昔から全く手を加えておりませんけれども、あれだけ420円とってもお客さんがいっぱいということもあるし、同じ料金で、牟婁の湯とか白良湯がなぜお客さんが少ないのかということは、これから検証しなければならないと思っております。何をすればじゃあ来てもらえるかということも、やはり限られたスペースの中で考えていかないといけないと思っております。これはやはり町民の方の利用もそうですし、あるいは観光客のお客様が来て、ほんまにどういうことをすれば満足してもらえるのかと。

あるいはもっと言えば、あそこの周辺で駐車場の問題は今のお話がありましたけれども、やはり駐車場は確かに限られておりますけれども、仮にフィッシャーマンズワープの駐車場は使えるわけですから、そこを使っただけのような、もっと宣伝、PRをすればお客様は困らないだろうというふうに思います。むしろ今、崎の湯のほうが駐車場では困っておりまして、なかなかいっばいで、出入りが激しいところで、お客様に満足してもらってない部分がありますので、白良湯しかり、崎の湯、牟婁の湯しかり、このあたりの今後、何とか黒字に向けての取り組みというのはもっと考えていかなければならないと。もちろんほかの施設もありますけれども、まずは公衆浴場で言いますと、この2カ所については喫緊の課題であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

12番 玉置君(登壇)

○12 番

それでは温泉はあれなんですけど、今度はさっきおっしゃった、三段から飛び込むのが10月にあります。これに対する対応を、例えば受け入れる駐車場だとか、どこで見ただけののだとか、ちょっと具体的な話ですけど、三段のあの入り口の整備は大丈夫かとか、こういったところが今どういう取り組みをなさっているのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外(観光課長)

ただいま玉置議員よりクリフダイビングのことについてご質問をいただきました。

開催日はもうご承知かと思いますが、この10月15日、16日の2日間で行っております。去年から鋭意、主催者側とも協議しながら、開催にこぎつけておりまして、ことしに入ってから毎月1回の会議をしながら、今議員ご指摘の駐車場の問題だったり、どこの場所から見るのかというようなことも検討をしてくれているところです。主催者もちろん受け入れ側の地元もそうなんですが、主催者のほうもいわく、三段壁でこのような大きな大会、三段壁でクリフダイビングを行った場合に、どれぐらいの方々が白浜のほうに来て観戦されるかという数字も本当にアバウトな数字しか今のところは読めないというお話もあります。3,000人前後が陸上会場から見ていただけるのではないかなというように思いで、今は取り組んでおります。駐車場については周辺に町営の駐車場、またお土産物屋の民間の駐車場があります。ただその台数だけではなかなかクリアすることもできませんので、秋の施設であれば白良浜の前の駐車場も無料となっておりますし、はまゆう公園の駐車場も無料となっておりますので、そこにとめていただいて、現場の三段壁のほうまではシャトルバスを運行するというような考え方も主催者のほうが今考えておる最中です。

そしてまた、現場で見ることができない場合は、パブリックビューイングということで大きな画面を設置するというお話も考えておりまして、これはフィッシャーマンズワープのほうに設置して、三段壁で観覧できない人はフィッシャーマンズワープのパブリックビューイングを利用して見ていただくというような取り組みで進めているところです。入り口が三段壁の場合はメインがありまして、そこからの入場者だけでなく、あとお土産物の横だったり3カ所ぐらいから入るようなイメージで今はあります。

今でも結構観光客が多いですし、この時期も観光客が多いため、クリフダイビングオンリーで来られるお客さんとは限りませんので、いろいろなお客様も来られますので、その辺も安心・安全をうたっている観光地でありますから、警備等をきちんとした取り組みを今鋭意協議中であります。

以上です。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

きちんとした対応をいただいているというので、安心しました。

白浜町もあれだけの大きなイベントをしていただけるという、何というんですか、ありがたい話で、それにつけていわゆる主催者側に対する宣伝なり、例えばあれはドリンクのメーカーですね。ですから白浜町が積極的にそのドリンクをその当日は宣伝させていただく。これは共存共栄で、そういったことも1つ考えていただきたい。10月15日、16日というのは雨の日が多いので、非常に頭の痛いところだろは思うんですけども、どうかその辺も含めて対応をひとつよろしく願いしておきます。

これで観光活性について終わらせていただきます。

○議 長

以上で、2点目の観光活性化についての質問は終わりました。

次に3点目の白浜町有財産の活用についての質問を許可します。

12番 玉置君（登壇）

## ○12 番

町有財産と申しますと、土地とかそういうだけではなしに、白浜町の持つておる千畳茶屋であるとか、これは株式100%ですから白浜町の持ち物ですけども、こういったところの、言うたら売り上げ、町有財産を活用する。町有財産を活用してどれだけのパフォーマンスが出せるか、どれだけの売り上げが出せるか、ここは1つ町の実入りになるのですから、ほとんど町の実入りにはならないのやけども、町が売り上げを上げていく責任がある。

千畳茶屋に限りますと、土地の貸借地200万円は、気張ったった、安くしたなというところもあるのやけども、あれは何かあの内容がどうやこうやと言うんじゃないですけども、町長が社長ですから、もっと売り上げが活性化できるようにいろいろ考えなあかんのと違うのかなと思うのやけれども、町長、どうですか。

## ○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

## ○番 外(町 長)

町が持っているいろいろな施設、町有財産につきましては、過去においても玉置議員からいろいろと前向きなご提言をいただいております。それにつきましても、なかなか実施に至ってない部分もございますけれども、今お話しいただいたのは、町有財産、千畳茶屋だと思いますが、これにつきましても過去一番いいときに、ピーク的时候は売り上げが1年間で1億円を超えていた時代もあったというように聞いております。その中で今はもうかなり、お土産の部分がなかなか苦戦しております、売れてないという部分がございます。喫茶とかそういった飲食の部分は伸びてはおりますけれども、単価が低いものですから、なかなか売り上げに結びついてないといえますか利益がプラスのほうにはいってないという部分は確かにございます。

ですから、そこでどういったことができるかということで、人件費の部分とかいろいろなことを今考えておりますけれども、なかなかこれといった妙案がないのが現状でございます。しかしながらこれで、やはりこれ以上余り借金をして、この施設を運営するというのもいかななものかと思っておりますので、ここはぜひ議員さんの皆様にもお知恵をお借りしながら、関係者と一緒に協議をしながら、どういったことをすればまたお客さんが戻ってくるのか、外国人も今ふえておりますけれども、なかなか購買欲が、中国の爆買いも今はもうトーンダウンしておりますし、なかなか白浜でそういったお土産を買ってくれないというふうな現場の声を聞いております。私はその社長でございますけれども、なかなか把握できない部分もございまして、何回が定期的に私もあそこへ行って、店長を初めいろいろな方と話をするようにしております。1階、2階の部分をどうするか、白浜町の部分は1階の千畳茶屋の部分でございますけれども、2階はまたレストランコーナーは別でございますので、その辺も一緒に関係者の皆さんと、今後どういうふうな手を打てばあの施設がもっと利益が上がって、十分な今までの累積の部分が消えていくのか、解消できるのかということも視野に入れて、今鋭意頑張って検討しているところでございます。

言うはやすく行は難しでございますけれども、やはり現場の声を拾いながら、どんなことをすればほんまにいい方法があれば教えていただきたいんですけれども、なかなかお土産が今売れていないといえますか、買うてくれないというのが現状でございます、何かいい

案があれば、ぜひ拝借したいなというふうには思っております。

○議 長

12番玉置君に申し上げます。町有財産の質問がございました千畳茶屋でございますけれども、本議会の日程第15、報告第10号で営業報告が提出されておりますので、質問につきましては、その点を把握していただいて、町有財産全般的なそういった質問を願いたいと思いますので、その点よろしくをお願いします。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

全般と言われますと、ちょっとこの問題は別に象徴的ですから、それをどうするかという考え方を聞いているんです。内容の売り上げがどうだこうだということを聞いているんじゃないですから。ひとつ間違わんといてくださいね。

町長、私も店をやったことがあるんですけど、売れない物は置かない。だから何がどれだけ何がこれだけ売れて、お客様がこんなものを欲しがっているのだという検討をしたことがあるんですか。やっていますか。首を振っていただいているからやっているのや。

じゃああの面積、私は行きましたけど、売れない土産物の占有面積はどれだけですか。売れない物を何で置いておくんですか。売れるように変換していったらいいじゃないですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま1階の土産物の店舗のお話をいただきました。

町長のご答弁にもありましたとおり、鋭意努力をしながら、議長からもありましたとおり、報告第10号の中でもふれられるかもわかりませんが、経営については、10月になってから経営コンサルタントに来ていただいて、今議員がおっしゃられた、本当に何が売れて何が売れないのか、お土産物の置き方等々についても売れる店にはいろいろな法則等があると聞きますので、その辺は私たち行政の人間、そしてまた店舗の人間だけではなく、外の人間から見てどのような形が売りやすいか、この品物は売れないのか等の分析も行う予定にしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

結構です。もう本当に100点の回答やけども、本当に変わることを、変革することを怖がらないでほしい。今、町長がおっしゃったけども、お金をかけてそんなのようせんよと。確かにお金の制約もあります。しかし、お金がどうやこうやじゃなしに、その店舗が役に立っていくように、どれだけ役に立っていく、例えば土地だってどれだけ値打ちが上がっていくか、この店だったらどれだけ売り上げが上がっていくか、それは変革を恐れては絶対できないということですね。ずっと変わらなんだら絶対売り上げは上がりませんし、言いたいのは、町で持っている財産の価値は、見直すことができるということです。変われば価値が上げられる可能性もあると。それは難しいです。難しいですけども、そういうところに取り組んでいただかなあかんと思います。

これは余分な話で申しわけないですけど、私は数学で解決するというような本をちょっと

読みやったんですよ。数学が得意悪いもので読んでたんですけど、フェルマーの最終定理を町長ご存じでしょうか。知っている。私は知らなんだのやけども、もう何年か何十年前前にそのフェルマーの最終定理が証明されたと書いているんです。そのフェルマーの最終定理というのは、これだけの行でおさまる数式なんです。これのこの数式のこれが存在しないということを証明せえと書いてあるだけの話、たったこれだけです。その証明をするのに400ページか500ページかかったんです。これを証明するのに。一つ一つ数式を積み上げていって、証明するのに400ページから500ページです。だから、これはおかしな話になるんですが、売り上げを仮に上げるために一つ一つ積み上げていって、問題点がどこにあるかということの一つ一つ積み上げていって最終に証明するんです。それは大変な努力なんですけども、それをまずしないことには、変革は求められないということですね。解答がないということです。

ひとつぜひ全ての白浜町の今持っているあれでもそうでしょう。今基金でも別途利用して1,000万円ほど収益が上がったんでしょう。黙っとつたら変革がなかったらあれは120万円ぐらいの収益やったんですよ。しかしそれを、そのあれに応じて変革していくということが一番大事なことではないでしょうかね。勇気は要りますけども。

ひとつそういう意味で、持っている財産の利活用という意味で、たまたま千畳茶屋の話になりましたけども、その持っているものの値打ちを上げるという意味で、ぜひ積極的な考え方でどんどん取り組んでいただきたいなと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員から非常にありがたいご提言をいただいております。これはもう町有財産といいましてもいろいろございますので、先ほどから出ております千畳茶屋しかり、あるいは平草原にも白浜民俗温泉資料館がございますし、それも本当に宝の持ち腐れになっておりますし、そのあたりもいろいろな方から新たなオファーといいますか申し入れもアイデアもいただいております。その辺を総合的に考えて、やはり先ほどから出ておりますような、旧態依然のやり方ではなくて、そこで意識も変えなきゃいけませんし、中身も変えていかなければいけないということで、将来的にやはりこれから先のビジョンを持って、しっかりとどういうふうなコンセプトでどういうものをこれからつくっていくのだと、あるいはまた新たなものをつくっていくのだということで、今までの固定概念といいますか、今までの観念にとらわれずに、新たなこともそこに入れながら、時代の先を見据えた上での改革といいますか変革をしていかなければならないということは、私自身も痛感しておりますので、また議員各位のご協力をよろしく、ご指導をよろしくお願いいたします。

○議 長

12番 玉置君(登壇)

○12 番

終わります。

○議 長

以上をもって、玉置君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日9月15日木曜日午前9

時30分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は明日9月15日木曜日午前9時30分に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、16時12分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成28年9月14日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員